

令和7年12月佐川町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和7年12月8日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和7年12月8日 午前9時宣告

開 議 令和7年12月8日 午前9時宣告（第4日）

応招議員 1番 東 祐太朗 2番 田村 雅之 3番 安田 節子
4番 齋藤 光 5番 岡林 哲司 6番 山本 和輝
7番 田村 幸生 8番 宮崎知恵子 9番 西森 勝仁
10番 下川 芳樹 11番 松浦 隆起 12番 中村 卓司
13番 岡村 統正

不応招議員 な し

出席議員 1番 東 祐太朗 2番 田村 雅之 3番 安田 節子
4番 齋藤 光 5番 岡林 哲司 6番 山本 和輝
7番 田村 幸生 8番 宮崎知恵子 9番 西森 勝仁
10番 下川 芳樹 11番 松浦 隆起 12番 中村 卓司
13番 岡村 統正

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司	副 町 長	田村 正和
教 育 長	濱田 陽治	教 育 次 長	岡田 秀和
総 務 課 長	横畠 克彦	まちづくり推進課長	安岡 裕美
会計管理者兼会計課長	上田 くみ	住 民 課 長	廣田 春秋
産業振興課長	下八川久夫	建 設 課 長	吉野 広昭
農業委員会事務局長	藤本 雅徳	健康福祉課長	岡崎 省治
病院事業副管理者兼事務局長	宮本 福一		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山崎 有岐	議会事務局書記	吉田 智哉
--------	-------	---------	-------

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	なし
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和7年12月佐川町議会定例会議事日程〔第2号〕

令和7年12月8日 午前9時開議

日程第1

一 般 質 問

議長（松浦隆起君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告順とします。

9番、西森勝仁君の発言を許します。

西森君。

9番（西森勝仁君）

おはようございます。

9番、西森勝仁です。

通告にしたがいまして一般質問を行います。まずさきの10月5日に執行されました町長選挙、議員選挙はともに無投票という結果になりました。特に議員選挙までが無投票になったということで、町民からは、いろいろな声が寄せられておりますが、中には「一概に選挙をせにやいかんこともない。」という肯定的な意見もありますが、しかし、「あんたらあは、当選したと思うちゅうけんど、私らが選んだわけじゃないきね。」こういうような、総じて議員定数も含めた厳しい意見がほとんどであります。

こうしたことを踏まえ、今、私はこれを分析しておりますが、このことは次の議会で啓発も含めましてお尋ねすることといたしまして、今回は取り急ぎ、2期目を迎えた片岡町長は、そのカラーを出して町民の負託に応えていくべきではないかと。こういう思いから、2期目の抱負や政策についてお尋ねをする準備を進めてきたわけでありますが、今議会の初日、所信表明の中で5つの分野にわたり詳細な説明があり、この実現のためには、町長自身、全身全霊をかけてスピーディーに取り組んでいくと。こういう並々ならぬ決意が伝わってきましたので、もうこれ以上の質問は全くの愚問と思いますので、割愛をいたします。ただ、広い分野にわたっておりますので、総花的にならないよう、早く優先順位をつけて予算の裏付けをしていただきますようお願いをしておきます。

次に、町民の健康志向について、どう対応されていくおつもりかをお尋ねするところではありますが、その前段として、今、佐川町の高齢化率は11月末現在で41.8%に達しており、これからもまだまだ、しばらくは少子高齢化時代が続いていくと思います。こうした時代にあつてこそ、高齢者が自分の手足を使い、自分のことは自分で何でも自由にできることが、殊のほか大事と思うところでもあります。

かつて、長野県は脳卒中による死亡率が全国1位だったそうではありますが、この対策のために1980年に、長野県高森町の上郷公民館長である北沢豊治さんが提唱したPPK、いわゆるピンピンコロリという住民運動が始まったようではありますが、これは皆様ご承知のとおり、健康寿命を長く保ちながら人生を謳歌し、ある日突然ポックリと人生の最期を迎えるというものであります。人間誰しも寝たきりなどならず、苦しむことなく、こうありたいものであります。

こうした願いのもとに、今、町内では健康志向が高まっておりますが、都会にあるようなスポーツジムやフィットネスクラブ、こういったものはありません。私が知る限りでは、むささび温泉にはスピード調整のできる無料のウォーキングマシンや自転車、こういったものが置いてありますが、町民の間からは、こうした器具、機材を町民プール、あるいは健康福祉センターに置いてもらって健康増進を図っていきたい。こういう町民の願いであります。いかがなものか、お尋ねをいたします。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

おはようございます。西森議員のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど健康志向についてということでございますが、現在の社会では人生100年と言われる平均寿命が延びておりますが、心身ともに健康で、健康寿命が延びてこそ豊かな人生が送れると思っております。佐川町におきましても、高齢化率41.8%というような状況でございます。

健康寿命を延ばすためには、食事、睡眠、運動などバランスのとれた生活が大切ですが、中でも年齢を重ねるとともに運動をするということが減ってきているのではないかと考えております。

これまでも町民の方が、高知市などの町外のスポーツジムへ通っている状況でもあります。町内にこうした施設が欲しいとかいったことも私自身もお聞きをしておりました。私自身、こうした施設が佐川町には必要だと、職員の時代からも思っておりましたし、町長になってからも、緊急性のある事業を進めながらも何とか早期に実現したいと考えておりました。

また本年度から、佐川町が新設をしました佐川町企業開業支援補助金を活用しまして12月にですね、今年の12月、今月ですが、JA佐川支所の北側にある店舗の2階でフィットネスジムを開業する予定の事業者もいると聞いておりますので、こうした事業者の取り組みも伺いながら、町としましても前向きに使用目的や施設の規模など調査、研究し、計画的に取組を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

西森君。

9 番（西森勝仁君）

ただいま、町長のご答弁もありましたように、町長の耳にもこうした要望は届いているということでもありますので、その実現を図っていただきたいと思いますが、ただいまのご答弁によりますと、民間事業者が計画している。これをちょっと応援をしたいよというように聞こえたわけではありますが、民間業者がやるというようになるとですね、やっぱり、その料金設定はどういうなるのかわかりませんが、少なからずそこには営利目的、こういったものが働いてくると思います。そうすると経済的に余裕のある人はいいいわけではありますが、そうでない方もたくさんおられるわけでもあります。

今、町長の説明の中では、こうしたことも調査、研究をしていただけるということですので、とりあえずですね、無料で使えるウォーキングマシンとか、こんなようなものを、レンタルがあるかどうかはわかりませんが、こうしたものを2、3種類、かわせみのロビーとかに置いていただいたら、町民が非常に喜ぶんじゃないかと思うところでもあります。

このロビーに置いたりする、その使用料をどこから捻出するか。こういうこともあろうかと思いますが、国保財政の会計の対策、健康対策、こういったのも該当すりゃせんかと思いますが。そうすると健康になれば、町民が健康になれば医療費も軽減されますので、国保財政にもメリットがありますので、ぜひともよろしく願いをいたします。

次に、民具館の整備についてお尋ねをいたします。

佐川は古くから文教のまちを標榜しておりますが、これは紛れもなくそのルーツは第6代党首、深尾茂澄公が設立した名教館にあるわけではありますが、これよりずっと以前から佐川の人々の暮らしはありまして、今を遡ること約2万年、諸説には最近1万2千年という説もあるようではありますが、このことは佐川の埋蔵文化財という本に載っておりますように、尾川西山の不動ヶ岩屋の洞窟からたくさんの土器や石器、また人骨が発見されまして、高知県を代表する縄文時代の草創期の遺跡でありまして、今、国指定の史跡となっています。

こうして佐川人の暮らしというものは、いわば日本人類の夜明けからこのスクリーンにあります。これがあそこに不動ヶ岩に展示されていますが、こうした人々の生活様式を後世に伝えようと約50年前、渡辺町長が民具の収集を始め、今に至っておりますけれども、それぞれの町長の優先課題というものもありまして、まだ日の目を見ず、その保管場所も旧青山文庫などを転々として、今は黒岩中学校にあると聞いております。

こうした民具の収集にいたしましても、昔は古い農家や民間の納屋には木、あるいは竹で作られた唐箕とか灯心、また畳1畳ぐらいもある大きなのこぎり、こういったものまでもあったと思いますが、今の人が家を建て替えるときには、こうしたものは全くの無用の長物となるわけであります。しかしこれはというと、元来、手足の器用な日本人のものづくりの原点でもあろうかと思えます。

こうしたものを収集するためにも、今がもうラストチャンス、こういうことだと思います。こうしたものを収集して一堂に集め、展示して、後世に伝えて欲しいという町民の願いであります。また、今のこうした展示施設を作って後世に伝えていくということは、今現在を預かる町長の義務と責任でもあろうかと思うところではありますが、町長のお考えはいかがなものか、お尋ねをいたします。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

再び西森議員のご質問にお答えをさせていただきます。

西森議員がおっしゃいますように、これまで寄贈されました民具につきましては、文庫庫舎が文化センターから上町へ移築をした際に、尾川小中学校の北側にあります旧山田公民館に保管をしておりましたが、施設の老朽化によりまして、現在は黒岩中学校の技術棟に保管をしている状況でございます。メンテナンスなど定期的な管理ができていない状況でございます。

私も西森議員と、私の職員時代からおつき合いをさせていただき、民具の大切さ、これは機械化になって現在なかなか見ることができないような貴重なものがあるということも伺っております。

現代社会での生活はいろんなことが便利になっているところですが、これまでの日常生活で使ってきた民具は、歴史や社会の変遷を学ぶため、貴重な教材になると思いますし、西森議員もおっしゃいますように、活用の仕方によっては観光資源になるとも思っております。

しかしながら現在保管をしております民具につきましても十分な管理や活用がされておらず、今すぐに策があるというところではございませんが、文化財保護審議会の委員など、有識者の方や、こうした展示などに関わる事業者の方などにご意見を伺いながら、施設整備の件も含めてですね、有効な活用方法について、しっかりと考えて展示に向けての協議をしていきたいと思っております。以上です。

議長（松浦隆起君）

西森君。

9 番（西森勝仁君）

ただいま町長からご答弁をいただきますと、結論として有識者などの意見を聞きながら、有効な活用方針を考えていきたいということでもありますので、これもぜひとも早急をお願いをしておきたいと思えます。

佐川町も人口はこれからまだまだ減って8千人、推計によりますと8千人時代が来るようであります。国も同じでありまして、ある政治学者によりますと、もう都道府県を廃止して、国と直結した自治体が全国で500ぐらいあったらいいんじゃないかと、こういう説もあるようであります。これはどれだけ先のことになるかわかりませんが、とにかく佐川の今、これから先の佐川の強みというものは、2万年とも1万2千年とも言われる縄文人の歴史があります。こうした生活様式などを含めて、民具を展示していただきたいと思うところではありますが、こうしたことは、どんなようなことが想定されるか、想像されるか、これはコンサルタントなどの専門の方にちょっと意見を聞けば、そのイメージが膨らんでいくのではないかと思いますし、私もこういった展示施設を県外のどこかで視察させてもらったこともあります。

今、この遺物というのは県の歴史民俗資料館に展示してありますが、佐川町がこういったものを作っていき、展示していきたいということであれば、そのレプリカづくりについては全面的に協力をしてくれると、こういうことでもありますので、将来の観光資源の一つになりますので、ぜひ早急に検討を始めてもらいたい。そうすれば佐川町が子々孫々まで栄えていくのではないかとこのように思えますので、この件もよろしくをお願いをしておきます。

次に、南海地震対策について、いくつかお尋ねをいたします。

私はこれまで、事あるたびに南海地震から町民の命を守る手段や方法についてお尋ねをしてきたところでもあります。皆さんご承知のとおり、これまでの岡村眞先生の講演などから、南海地震というのは静岡の駿河湾から土佐沖を通過して九州に延びる南海トラフというエリアの中で起こる、いわゆる地震3兄弟とも呼ばれておりますが、東海地震、東南海地震、そして南海地震、この南海地震の一つであります。これは歴史が証明し必ず起こる地震という事で、記録が残る684年の白鳳の南海地震から、昭和の南海地震まで8回起こっているわけです。

そして岡村先生がずっと前から、今度の南海地震は2025年と言っていました。今年3月2日、桜座で行われました講演会では、この巨大地震の震源地は佐川の真下と、初めて明言されてびっくりしたところでもあります。新聞などの報道によりますと、今度の南海地震は過去最大級で阪神の50倍、東北の11倍。そして震度7の揺れが南北に70センチの幅で100秒以上届く、こうい

うことであります。

津波は土佐清水などでは約 35 メートル。35 メートルといえば、この議場の今いるところのこれの約倍の高さになります。佐川は津波はありませんけれども、この南海地震が来た場合に、佐川の被害想定は死者 90 人、倒壊家屋 1,400 棟、こういうことでありますが、この被害想定の見直し結果が近く公表されるようでありますけれども、先月の 11 月 11 日の夕方のテレビニュースで、濱田知事がこの見直し結果、人的にも建物被害にしてもかなり厳しいものになりはしないかと、こういうふうインタビューで話しておったわけで、大変心配するところであります。

この死者の多くは家の下敷きによる圧死でありまして、阪神では 80%、この前の能登では 60%とのことです。佐川町でもこの圧死対策として、本年度から 1 階部分だけの耐震工事も補助金が出るようになっておりますが、今、耐震化がどこまで進んでいるのか、また 1 階だけ耐震化した住宅はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

議長（松浦隆起君）

建設課長、吉野君。

建設課長（吉野広昭君）

おはようございます。

そしたら現在の耐震化率、それと 1 階のみの建物の耐震化についてお答えさせていただきます。

耐震化率の推移、まずですけれども、直近の 3 年間、令和 5 年度末で 67.2%、令和 6 年度末 69.2%、令和 7 年、今年度ですけどこれ 11 月末の時点の数値になります、69.8%となっております。

傾向としましては、昨年の能登半島地震を受けて、問い合わせであるとか、申し込みのほうが増えました。令和 6 年度については耐震化率が 2% 上昇しております。今年度になって、耐震診断など一定の落ち着きが見られる傾向になっております。

今後につきましてはこの原因を分析し、さらなる啓発を行って、事業の推進を図っていきたいと思っております。

なおですね、耐震診断の申し込み数、これは令和 6 年度の 4 月から 11 月の間で 91 件、令和 7 年の 4 月から 11 月の間で 44 件となっております。

1 階部分のみの耐震補助の実績になっておりますけども、11 月の末現在で 1 件の工事の申し込みというか実績が上がっております。令和 7 年度から新設して、現時点での実績は 1 件となっております。その他にもですね、現在、相談をいただいている件数が 1 件あります。以上です。

議長（松浦隆起君）

西森君。

9番（西森勝仁君）

ただいま担当課長からご答弁をいただきましたが、耐震診断の申し込みも増えているということで、住民がかなり危機感を持っているのではないかとというふうに推測するわけではありますが、その結果、耐震化率も約70%近くになっているようではありますが、また今年から新設しました1階だけの耐震化の補助金、これも1件完了したとのことでもあります。

しかし、私の友人たちが言うように、1階だけの耐震化いうたち、昔の農家住宅というのは1階は居住部分も当然ありますが、納屋、あるいは物置、それに牛馬の、農耕用の牛馬の駄屋も一緒になって、2階はまた蚕の蚕室などがあり、面積がとても広い。地震が来たら確実に潰れるろうけんど、1階だけ言うても広くて、あと何年住むことになるやらわからんのに何百万もよう出さん。こういう方が相当数おいでるわけでもあります。

それに、その昔の古い家というのは、柱とかあるいは壁などを、ここにクロスを貼ってありまして中の材料が見えないものですから、耐震診断を受けても結果は耐震診断不能と、こういうような結果が出てくるわけでもあります。

こうしたことから、1部屋だけの耐震シェルターを私は以前、要望したわけではありますが、高知県の考え方が耐震性がない、こういったものはシェルターは耐震性がない、こういうことでありまして、私もそれなら仕方がないかと、こういうふうに思っていたわけでもあります。

ところが10月21日の高知新聞を読んでびっくりしました。今スクリーンに映っているように、大きく報道されたわけでもあります。これを見て私はまさに目からうろこと、こういうわけでもあります。これを見ていただいたらわかると思いますが、一番上には大きな見出しで「耐震シェルターは命を守る選択肢」「多くの県で導入補助」、さらに一番下の見出しには「高知は全体耐震基本」、要するに1階も2階も一緒にやらないかんよということでもあります。

これは南海トラフ地震で壊滅的な被害が想定されている静岡から宮崎までの10県のうち8県で補助金が交付され、高知県は何ら支援策がないとのことでもあります。

徳島では14年前から命を守る選択肢として、このシェルターに80万円の補助金を出しているとのことでもあります。また高知市にある、めいぷるリフォーム。ここのシェルターは一般的な2階の重みには耐えられる程度のシェルターではありますが、これが価格が約40万円。工期はたったの二、三日とのことでもあります。

こうしたことに鑑みまして国交省も昨年8月、マニュアル改訂の中で、暫定的で緊急な方策としては効果がある、こういうふうに言っております。しかし、高知県はシェルターは安全性を示す基準、明確な基準がないとかで前向きではないとのことでありますが、三重県ではさらにシェルターの支援強化を図っていくとのことです。こうした取り組みがあるところとないところでは、県民の命あるいは町民の命におのずと差が出てくることは明白であります。

知事は県民の命を守る義務と責任があると思いますが、町長は町民の命を守る責任があります。佐川町もこうした先進地のように、シェルターにも補助金を出してもらいたいと思うところですが、いかがなものかお尋ねをいたします。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

西森議員のご質問にお答えをさせていただきます。

高知新聞への先ほど記載の記事が記載された後ですね、高知県に問い合わせた結果、補助事業の対象となるため他県の情報を集め、前向きには検討しているが、補助制度の開始時期は未定であるという情報を得ております。

佐川町としましても、命や財産を守る選択肢の一つとしまして、有効な手段であると認識はしておりますが、新たな補助制度の創設や高度な技術的基準の検討が必要であるため、県の補助事業化を待って、その制度の内容を参考にし、町としても補助事業化を行っていきたいと考えております。

町としましては、発災時にご自宅のどこにいるか予測できないこともあって、まずは1棟全体の耐震化を推進し、生活形態で経済的な理由で、それが困難な場合は1階のみの耐震改修も既に補助対象としておりますが、耐震シェルターにつきましても、現時点では補助対象に含んでおりませんが、今後、他の自治体や県等の動向に注視し、調査、検討してまいりたいと思っております。

また、現時点で導入時期について明確な回答はできませんが、私自身、高新の、先ほど西森議員の高新の記事も載せていただきましたが、その記事が載った後にですね、担当課には先進地事例などの、調査研究をしていただくようにという指示も出しておりますし、私の2期目の取り組みの中にも挙げさせていただいておりますので、できるだけ早い時期に対応してまいりたいと考えております。

何と言いましても、住民の皆様の命と財産を守るという視点に立って、しっかりと取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いをします。以上です。

議長（松浦隆起君）

西森君。

9番（西森勝仁君）

ただいま町長からご答弁をいただいたわけではありますが、その中で県も何か検討をしているようであるので、その開始時期はわからないけれども、佐川町も県の追随をしていきたいということではありますが、これは県に逆らってしまうこともなかなかできないかもわかりませんし、県の言うように安全性や耐震基準というものがどうなるか、それは県のほうではじいていくと思います。

しかし、多くの県で命優先で取り組んでいるというのも事実であります。今、町長のご答弁の中にありましたように、1軒の家の中で普段どこで住んでおって、いつどの部屋で地震に会うのか、わからないよというご答弁もありましたけれども、私は老人クラブの役員もやっております、この実態と高齢者が住んでいる、生活している実態というのは、広い家でありまして、雨の日、風の日、寝るときは当然であります、四六時中大体アパートの一室のようところで夫婦寄り添って生活している。そこにヘルパーに食事も運んでいただけてもらっている。こういうのが高齢者の実態でありますので、実態からしまして、一番、とにかく一室で地震に遭う確率が非常に高い。こういう実態だと思います。

そしてもう南海地震というのは、既に先ほども申しましたように、カウントダウンが始まっております、最大確率、これは60%から90%と言われておりますが、90%にも達しております。

ところで今、佐川町の町民1人が国から受け取っている地方交付税、これですけれども、令和6年6月議会でこれをお尋ねしましたところ、当時の総務課長からは、単純平均ではあるけれども、交付税は1人21万8千円もらっているよと、こういうことあります。少なく見積もっても、これは年によって違いますが、少なく見積もっても1人20万円、夫婦で40万円あります。

家が潰れなくて5年間長生きしていただければ、200万円あります。高知のこのめいふるホーム、これが40万円程度でありますので、全額補助をしても、1年で元が取れるとこういうわけありますので、今、非常に人気の高い高市総理大臣ばりの町長の早い英断をお願いをしておきまして、次の質問に移ります。

それともう1つ、先ほども申し上げましたが、今度の南海地震で一瞬にして多くの犠牲者が出た場合、その死亡診断書や埋火葬などの対応について、今年の3月議会でお尋ねをしておったところ、当時の担当課長の答弁としては、高知県広域火葬計画に則って対応することになると、こういう答弁でありました。

その広域火葬計画の中では、町民のたくさんの遺体は、収容した役場の遺体検案所、安置所のようなものと思いますけれども、ここで安置して、役場の担当課の職員が遺体の洗浄、あるいは縫合を行うことになっていると思いますが、これは一般の事務職員には、この遺体の縫合とかいった知識はもう全くないしノウハウもないわけでありまして、とても無理な業務と思うので、あらかじめ看護師さんのOBに依頼して、作業チームを作っておくべきではないかと。行政の準備として、これをするように促しておったところではありますが、今どのような状況にまで進んでいるのかお尋ねをいたします。

議長（松浦隆起君）

住民課長、廣田君。

住民課長（廣田春秋君）

西森議員の質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、このご遺体の処理、いわゆる洗浄であるとか、縫合、消毒というようなことは、なかなか経験のない職員がですね、すぐにできるものではないというふうに認識をしております。

令和7年3月議会でも、看護師さんのOB、OGなどの方々にボランティアとして参画してもらってチームを作っておく必要があるというようなご提言をいただいたところです。

現在の状況を申しますと、申し訳ありません、そのようなチームの作成、あるいはボランティアの確保には現在至っておりません。

なお、佐川町地域防災計画におきましては、ご遺体の保存として、葬儀取扱店等の協力を得ながら、必要に応じて体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行い、遺族、親族の引き取りまでの間、町で遺体を保存、安置するとありますので、看護師さんのOB、OGに加え、葬儀取扱店等との協力も含めた体制の整備に取り組んでいきたいというふうに思っております。以上です。

議長（松浦隆起君）

西森君。

9番（西森勝仁君）

担当課長もこの春、異動で代わられておりますが、ただいま答弁がありましたように、この業務というのはルーティン業務で、ルーティン業務とは大きくかけ離れるわけでありまして、できていないということにつきましては、それぞれの事情を理解をいたします。

しかし、先ほど申しましたように、南海地震というのはもう待ったなしでカウントダウンが始まっておりますので、この高知県広域火葬計画でいう遺体の洗浄とはどういうものか、私も全くわかりませんが、マネキン人形を洗

車ブラシで洗うと、こういうようなものとはわけが違うのではないかというふうに思います。

こうしたことから、今、私が役員をしております市町村職員退職者年金連盟佐川会の会員にも、この救命救急士のOBや、あるいは看護師のOGもたくさんおりますので、早いうちにこのボランティア組織、作りまして、引き受けてくれるかどうかは相談してみないとわかりませんが、こういった組織を作って多少のノウハウなどを聞いておいたらどうかと思うところがあります。

遺体はどんどん腐敗もしますし、損傷が進みますので、行き当たりばったりということでは、これはもう本当言うたら大変なことになると思いますので、こういう組織、今、答弁の中にもありましたけど、こういうものを作っていくたいということであれば、私もその橋渡し、アポを取ったりできることはいたしますが、いかがなものかお尋ねをいたします。

議長（松浦隆起君）

住民課長、廣田君。

住民課長（廣田春秋君）

お答えをいたします。

すごく貴重な提言をいただきましてありがとうございます。ぜひともそういった経験のある人の紹介であるとか、橋渡し等にですね、ご協力をいただければというふうに思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

議長（松浦隆起君）

西森君。

9番（西森勝仁君）

ただいま担当課長からは、そういった組織を、ボランティア組織を作っちゃよきたいと、こういうことでありましたので、この議会が終わり次第、金曜日になるか、退職職員ですので土曜、日曜も関係ありませんので、今週中に行っちゃちょっとお話をしてきます。

何しろ、今度の南海地震というのは、千年に一回、あるいは二千年に一回の国難と言われておりますので、町民も含め、みんなができることはして、準備をしっかりと進めていく必要があると思っております。今週の末にも暫時、話をしてきます。

最後になりますけれども、高知松山自動車道の、いの越知区間、いわゆる国道33号バイパスについてであります。この佐川都市計画道路が決定され、その図面の縦覧が11月7日から15日間、役場で行われたわけであります。

このバイパスにつきましては、令和5年12月28日の高知新聞に掲載を初めてされたわけですが、このときのルートは、加茂から下山を通り越知に

抜けるという幅1キロのアバウトな計画だったわけではありますが、私はこのアバウトな計画を見たとき、このままでは佐川を中心街は全く通らない、商店街が寂れて、佐川の町全体が奥の土居、こういうふうに言われるようにはなりはしないかという心配で、令和6年3月議会でその対応についてお尋ねをいたしましたところ、執行部答弁は、国が地域の課題や実情を踏まえ、バイパス効果の最大化を検証した結果、その結果であるが、これから詳細なことを進めていくことになるので、商店街や観光施設、あるいは集落の活気や人の流れが失われないうように要望していくと、こういうご答弁でありました。

そして今回決定された図面を見る限り、佐川へ接続できるインターチェンジというのは川内ヶ谷のローソンの交差点と、東は日高分の岩目地の伊野庭園センターの東隣であります。この計画で将来、佐川が寂れる不安がないのかお尋ねをいたします。

議長（松浦隆起君）

建設課長、吉野君。

建設課長（吉野広昭君）

はい、お答えをさせていただきます。

まずはインターチェンジの設置位置にこれまでの要望であるとか、こちらのほうからの要望内容についてお答えさせていただきます。

事業全体としましては、国道33号線整備促進期成同盟会としまして、いの越知のこの早期事業化をこれまで国会議員の皆さんであるとか、国、県へ要望してきたところであります。

また、町内のインターチェンジの位置につきましては、現在も国土交通省のほうに、まず地震等の災害時の救助、復旧活動を念頭にして、町中心部にほど近く、国道494、須崎方面とのアクセスを考慮した位置にさせていただきたい。

2点目としましては、町内の主要な観光施設、道の駅を想定しておりますけれども、地域拠点、道の駅であるとかですね、地域の拠点とのアクセスを考慮してもらいたいというご要望をしております。

その結果としまして、専門家の方であるとか、地域住民の意見を反映し、国土交通省内部で決定された都市計画案のインターチェンジが、現在の加茂、佐川、高吾北のインターチェンジの位置になっております。

議長（松浦隆起君）

西森君。

9番（西森勝仁君）

ただいま担当課長のご答弁によりますと、この佐川バイパスの早期完成につきましては、国への要望事項として優先的に行ってきて、そして今回インター

チェンジが決定されたというようなことであろうかと思いますが、そのインターチェンジの決定につきましては、災害時の救援活動、あるいは須崎へ通じる494号、あるいは町内の観光施設などのアクセスを考慮して、今の日高分の岩目地を含む、佐川の赤土峠を抜けたところにも1か所インターチェンジができるわけですが、それを含めて3か所になったとのことではありますが、この決定を受けて、佐川地区41自治会では緊急役員会を開きまして、この縦覧図面の説明を受けたところであります。その結果、今、宅地化が進行しております青去、荷稻、三野、富士見町あたりからの利便性が落ちる。この利便性を高めるためにまた黒岩方面からの直接接続できるよう、下山か市ノ瀬あたり、あそこを通りますので、ここにインターチェンジを作ってもらいたいという意見書を、佐川地区自治会長会及び黒岩地区自治会長会役員会で決定をしまして、提出を、スクリーンに写ってるような意見書を提出しております。

今、まだ国もこうした意見書を、意見を求めておりますので、このルートの変更はもう無理かもわかりませんが、意見を述べる最後のチャンスと思います。将来禍根を残さないためにも、佐川町、行政側からもプッシュをしていただきたいと思うところであります。

これには、住民力だけではとても火が弱い。町長の政治力も必要だと思いますが、町長のお考えはいかがなものか、お尋ねします。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

はい、西森議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど建設課長のほうからも説明を、答弁させていただきましたが、私自身は加茂、道の駅への取り付けとしまして加茂にインターチェンジを一つと、494、川内ヶ谷ローソンのところには必要ですのでという回答、要望はしていましたが、追加ですね、高吾北も1か所追加になったと聞いておりました。

市ノ瀬のほうのインターについては、私も最近聞きましたので、状況は、どういう状況かということを知りましたが、意見書が出されているということですので、また国土交通省のほうにもですね、問い合わせをしていきたいと思いますが、なかなか今の現在、ルートを変えることは西森議員もおっしゃいましたが難しいところではあると思いますが、インターについてどういう状況であるのか、もう一度また機会があると思いますので、お聞きしてですね、私の政治力という点ではなかなか私も国会議員ではありませんが、佐川町の一応町長ということですが、一応ご相談をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをします。

議長（松浦隆起君）

西森君。

9 番（西森勝仁君）

今、町長からご答弁をいただきましたが、高松のほうもそうですけれども、四国整備局もそうですけれども、県と東京へ行ったときには、県出身の先生方に、ちょっと佐川が議会のほうで佐川が寂れる恐れがあるからあそこへインターチェンジを一つ作ってくれと、スパンが短いと言うたついでにの是友のあそこの1キロぐらいの間に2か所ありますので、ああいったものを何とか作ってもらえないかという要望があると。何とかしてもらいたい、こういうふう陳情をしていただきたいと思います。

どうなることかわかりませんが、昔、史談会の先輩のお話によりますと、土讃線というのは本来、佐川を通る計画にはなっていないで、土佐市を通過して須崎へ行く。これが路線だったようではありますが、当時の佐川の住民代表が、田中光顕に陳情いたしまして、田中光顕がステッキで佐川の図面の上をトントンとステッキで叩いて、そしたらすぐ変更が決まった。これは定かではありませんが、事実、佐川を昔の国鉄、今のJRが通っているわけがあります。

またこの佐川の駅にしましても、東と西で綱引きがあったようでありまして、今度はまた西の住民が、これまた陳情をいたしまして佐川駅ができた、こういうふう聞いております。

こうした政治力が働くのも事実だと思いますので、将来禍根を残さないためにも、よろしく願いをいたしまして、今、定例会における私の一般質問を全て終わります。どうもありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

以上で、9番、西森勝仁君の一般質問を終わります。

ここで10時10分まで休憩します。

休憩 午前 9時53分

再開 午前10時10分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、3番、安田節子さんの発言を許します。

安田さん。

3番（安田節子君）

通告にしたがいまして一般質問を行います。

今回の町議員選挙は無投票という残念な結果でした。が、今後の活動で信任が得られますよう、住民の皆さんの声を町政に届けることができますよう励みたいと思います。

先日、女性の休日という映画を見ました。1975年、国連が国際女性年を決めた年です。今から50年前のことです。アイスランドでは男女間の賃金の格差が大きく、女性の地位が公的にも家庭的にも低かったのです。このような状況を変えようと女性が立ち上がりました。長い時間粘り強く話し合い、ストという形ではなく、女性の休日というネーミングで、9割の女性が10月24日、一斉に仕事も家事も介護も育児も休んだのです。9割の女性が手をつなぎ立ち上がった迫力に圧倒されました。

女性の働きを国中に知らしめたこの日以来、アイスランドでは女性の社会的地位や家事や育児や介護という仕事の社会的な役割が見直され、現在、ジェンダー平等指数が16年間にわたって世界第1位という輝かしい地位を誇っています。この状況はおかしい、何とかしたいと声を上げたことが大きな変革につながったと思います。

私は声を上げれば社会は変わっていくものだと肝に銘じて、町民の皆さんの声を議会に届けてまいりたいと思っています。

まずは、教育条件の整備について質問いたします。

先日、学校訪問で佐川小学校の授業風景を見せていただき、子供たちが元気いっぱい学ぶ姿に安心するとともに、保健室や校長室、サポートルームなど、子供たちがしんどいときにも癒せる場所がちゃんと用意されていることに安心をしました。どの子にとっても居場所のある学校環境づくりを、今後もお願いしたいと思います。

その子供たちの学びにとって重要な学校の教職員の配置についてお聞きします。

昨今、先生がいない教室と言われ、教員が休業に入っても臨時教員が未配置の教室が、県下ではたくさんあるとお聞きしました。佐川町ではどうなっているのか、現状をお聞かせください。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい、安田議員の臨時教員の配置につきましてのご質問にお答えをさせていただきます。

現在、町立小中学校で小学校に57名、中学校に33名、合計90名の教員が高知県教育委員会により配置され、子供たちの教育に携わっております。

その中で臨時教員と言われる講師、これ職名ですね。講師は小学校で8名、内訳は産前産後の休暇や育児休業の代替、これ代わりにと、が5名です。理科の専科、理科の授業ばかりをする、音楽の専科など学校の課題解決のための配置が3名、中学校では4名で、不登校の未然防止や教科指導など、学校の課題解決のための配置です。

これらの配置につきまして未配置というお話がありましたので、まず教員志望者の必要数に対して教員志望者が不足をしていると。元へ帰ります。教員志望者が教員の必要数に対して不足しているという状況の中でも、事前に必要性を把握し、計画的に配置をする場合には、高知県教育委員会に要請をして配置を受けておりますが、病気で休暇、退職するなど、急に欠員が出た場合の補充には厳しいものがあります。

県教育委員会が把握している代替の要員が不足している中で、学校と協力をして退職教員に依頼するなど、町教委で候補者を探すことも度々ございます。厳しい状況にあることは事実で配置が遅れる場合もありますが、今のところ未配置という状況はありません。

今後とも極力未配置が出ないように努めてまいります。以上です。

議長（松浦隆起君）

安田さん。

3番（安田節子君）

ご答弁ありがとうございました。

先生がいない教室は佐川町ではない、今のところないこと、それから出ないように努力されているということをお聞きしまして、安心いたしました。

しかし、配置を構えるそのやりくりの過程で、学校としてはベストの配置と想っていても、子供たちの気持ちを不安にしたりすることがひょっとしたらあるかもしれません。また、休みに入られる先生が安心して休むことができるように配慮もお願いしたいと思います。教育長さんには県の教育委員会に対しまして、教職員の休業中、代替の教職員の速やかな配置をして欲しい旨、申し入れをお願いしたいと思います。

続きまして、学校支援員の充実について質問いたします。

様々な発達の課題を抱えた児童や生徒が増えている中で、学校支援員の役割というのは大変大きいものがあると思っています。佐川町では、他の市町村に比べて支援員の配置状況が随分手厚いというふうにお聞きしました。

支援員の役割と佐川町での配置の状況をお聞かせください。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい、お答えをいたします。

議員ご質問の学校支援員につきましては、現時点で佐川小学校、斗賀野小学校、佐川中学校、各町立学校に発達上の課題のある児童生徒の学習を支援するための特別支援教育支援員、これを10名。佐川小学校で教室に入りにくい児童を支援するためのサポートルームというのがありますが、ここで支援をするための支援員が1名。斗賀野小学校で全介助の必要な肢体不自由児童を介護する介護職員が1名。で、合計12名を配置しております。以上です。

議長（松浦隆起君）

安田さん。

3番（安田節子君）

この12名の配置というのは、佐川町独自で決められた人員なんですかね。佐川町独自という取り組みがございますでしょうか。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

この人数をどうするとかですね、どのように配置するということは佐川町の部分です。以上です。

議長（松浦隆起君）

安田さん。

3番（安田節子君）

わかりました。手厚い配置がされているということをお聞きしました。

予算もいることだと思いますが、今後ともこの人数を減らさずに、職場からの要望も、保護者からの要望も大変大きいものがございますので、人数とか質とかを上げるために努力をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい、お答えをいたします。

これらの支援員につきましては、令和2年度から会計年度任用職員とするなど、年々待遇を改善しまして、人材を確保しながら、教育研究所が計画的に研修を実施し、支援の質を上げるように取り組んでおります。

取り組みの結果、専門性のある支援員が課題を持つ子供たちを支援し、学校教育への適応を進めると。こういう点で佐川町における不登校の減少や、子供たちの落ち着きなどの成果につながっておるものと考えております。

この特別な支援の必要な児童生徒は引き続き増加している傾向がございます。この現状を考えますと、今後とも予算と人材を確保し、研修を充実させ、配置と支援の質を維持し、一層向上させていくことが必要であると考えております。以上です。

議長（松浦隆起君）

安田さん。

3番（安田節子君）

はい。待遇の改善も行ってくださり、研修も行い、数も質も気を配ってくださっているというご回答でしたが、来年度につきましても同じ、配置を同じく、人数というか、配置をしてくださると考えてよろしいでしょうか。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい。

来年につきましては子供さんたちの課題の状況、それと予算のこともありますのでこれから検討していきますけれども、先ほど申し上げましたように、子供さんたちの状況はですね、発達に偏りのある子供さんが増えているとか、様々な状況がございますので、これは充実をさせていく方向、維持充実の方向が方向性としてはございます。以上です。

議長（松浦隆起君）

安田さん。

3番（安田節子君）

はい、ありがとうございました。

保護者も学校の職員も大変、支援員の先生に対しては期待をしておりますので、ぜひ今年度同様の人員を配置していただきたいと思います。

続きまして、若手教員の育成と配置についてお伺いいたします。

経験を積んだ先生が辞められて、若く経験の浅い先生が増えているとお聞きしています。若い先生には若い先生のパワーだとか良さもありますが、学校としてのバランスも必要かと思えます。

学校訪問時に、教育長さんがその若手教員の育成に力を入れているというふうに言われましたが、一体どのような施策をとられているのでしょうか。お伺いしたいです。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい、お答えをいたします。

今年度、町立小中学校における教員の年齢構成は、90名中20歳代が18名、30歳代が21名、40歳代が9名、50歳代が21名、60歳代が20名、70歳代が1名となっております。若年とベテランが多く、若年教員を指導、支援しながら、学校運営の中核となる40歳代の層が薄くなっております。

これは戦後ベビーブーム以来の年齢構成のいびつさに起因するものですが、このいびつさが学校教育の質に影響するのではないかと心配をしております。

また教員の業務が多忙で心理的負担も大きいという厳しいイメージが全国的に一般化しておりまして、高知県でも教員のなり手が激減し、教員採用試験の採用倍率が低下する中で、若年教員の資質、指導力の低下が危惧をされ、最近県内で続出をしております不祥事は、これに起因しているのではないかという声もございます。

実際のところコロナ禍の中です、大学でも対面の授業が少ないような状況の中で、大学を卒業して間もない若者が、教員として担任業務、授業、保護者や外部への対応を担うことにはかなり厳しいものがあります。

教員は採用され赴任したその日から先生と呼ばれますけれども、実際は議員もご存じのとおり、一通りのスキルと必要な教育感を身につけるためには、研修と経験の積み重ねが必要となります。

県教育委員会はこれに対しまして初任者研修として、教育センターなどで年間13日、在籍校で110時間の研修をはじめ、2年次、3年次、7年次から10年次の中堅教員研修等に至るまでの若年教員対象の研修を実施し、育成をしております。その上で勤務校で、日々子供たちや保護者と関わる中で積み重ねる経験や研修が重要となりますけれども、その指導、支援の中核を担う中堅教員の層が薄く、時間外勤務など中堅教員や管理職の負担増加にもつながっております。

このように若年教員の増加と質の問題は学校経営に影響を与え、学校教育の質を確保する上でのリスク要因となる恐れがあります。さらに議員もご指摘のとおりですが、50歳代、60歳代が大量に退職をしていきます。これは今後とも続きますので、この状況は10年以上にわたり続くと予測されます。佐川町の教育もその影響を免れえないと考えております。

このためこれからの教育界を担う若手を支え導きながら、佐川町の学校教育の質を確保するために、町独自でLITALICO社の特別支援教育の研修や、日本でも有数の研究者による子供理解、学級経営、授業改善の研修を実施しな

から、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる支援と、さらには教員の業務を支える校務支援員や特別支援教育支援員を配置するなどして支えております。

これから来年に向けてですけれども、授業改善に合わせて教育研究所でスクールカウンセラーによる支援を強化し、授業や学級経営の充実のための研修を充実させるなど、取り組みを一層進めてまいりたいと考えております。以上です。

議長（松浦隆起君）

安田さん。

3番（安田節子君）

若い先生の育成に力を入れているということをお聞きして安心するとともに、いっぱい研修があつて大変だなという思いもあります。

希望を持って若い先生が仕事ができますように、また何より子供たちが健やかに成長できますように応援をお願いしたいと思います。

でもこの佐川町の規模で、毎年、小学校でも中学校でも新規の、新採の先生をたくさん受け入れなければならないようなことになっているとお聞きしますが、新規採用の先生っていうのは佐川町におきましてはどのくらい毎年配置されているものでしょうか。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい、お答えをいたします。

まず今年ですけれども、佐川中学校に2名、斗賀野小学校と佐川小学校は各1名です。毎年ですね、大体このような数で1、2名がこの3校について配置されるという状況です。以上です。

議長（松浦隆起君）

安田さん。

3番（安田節子君）

はい、ありがとうございました。

この佐川町のこの規模で毎年毎年、佐川中学校で1名から2名、佐川小学校、斗賀野小学校も1名から2名という新規の先生を受け入れているということを経年毎年繰り返していきましたら、必然的にその若い先生ばかりになってしまうんじゃないかなと心配します。

バランスがとれた年齢構成の職員配置ができますよう、県の教育委員会に申し入れをお願いしたいと思います。というのは、毎年毎年その受け入れは断れ

ないのでしょうか、というようなことなんですけど、いかがでしょうか。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい。

先ほども申しあげましたようにですね、新採の研修だけでも年間13日、学校で110時間と。その間は代わりの者がするわけです、教頭先生とかね。なかなか学校にも負担になりますし、1年間でというわけにもなかなかいかないわけで、確かにその若い層が厚いとなかなか厳しいことになってきます。

これからですね、人事についての折衝を県教育委員会としていくことがスタートしておりますので、その場でも申しあげていきます。以上です。

議長（松浦隆起君）

安田さん。

3番（安田節子君）

大変あの、高知県全体の教育のバランスがありますので、佐川町だけが1年交代にさせていただくとかそういう要望は難しいのかもわかりませんが、先生たちが健康で学び合える学校であってこそ、子供たちも健やかに育っていくんじゃないかなと思いますので、一層の教育条件の整備をよろしく願いたいします。

続きまして、体育館のエアコン設置について質問をしたいと思います。

この質問は今まで何人もの方がされていると思いますが、昨今、異常気象による危険な暑さが続いており、また大雨や地震と、想定外の災害が全国的にも発生している中で、緊急な課題となっていると思います。国も令和6年度から15年度に、避難所になっている小中学校の体育館のエアコン設置を進めています。

佐川町では文化センター体育館も含めると、7つの施設があります。国は断熱化が既にされていることが補助の条件というふうにしていると思いますが、今後、佐川町としてはどのように進めていくのか。体育館のエアコン設置を進める構想というか、計画についてお聞きしたいと思います。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

安田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

安田議員もおっしゃるように、近年気候の変動によりまして気温の上昇、自然災害が増加する中で、当町におきましても地球温暖化対策の実行計画を策定

しまして、ゼロカーボンの達成に向けて取り組みを進めているところでございます。

こうした中、学校施設におきましては、まずは教室のエアコンを設置をしましてまいりました。体育館へのエアコンの設置につきましては、具体的な設置に向けた、現在のところ協議が進んでないのが現状でございます。体育館へのエアコン設置となりますと、現在の町立小中学校体育館は断熱性がないことから、断熱性を確保する工事を行い、エアコンを設置する必要があり、物価高騰に伴いまして、費用も非常に大きくなっていくと聞いております。

近年では、道の駅や図書館さくとの建設など大型事業がございました。また蛍光灯の製造、輸入等が2027年末にですね、禁止となることから、まずは学校の施設のLED化がですね、急務となっております。実施に向けた計画を現在進めているところでございますので、他の事業など緊急性や優先順位、財政面も考慮しながら設置に向けて協議していきたいと考えておりますが、安田議員も言われましたように、文化センターも含めますと幾つもの体育館がございますので、一気になかなか厳しい状況でございます。

一つやるとですね、5千万円ぐらい、それもうちょっとかかるというような状況でございます。補助につきましてもなかなか厳しい状況があると聞いてますので、やるとしましてもですね、1校ずつ、1体育館ずつやっていかなければならないんじゃないかなと考えております。以上です。

議長（松浦隆起君）

安田さん。

3番（安田節子君）

はい、ありがとうございました。

本当に予算もかかる中で、しかし急を要することではないかと思っておりますので、また一つ一つ進めていって欲しいなと思っております。

また異常気象の中で、避難時のみではなくて日常の体育の授業とか、集会があったりとか、社会体育などで学校体育館を使うということは大変多いと思っておりますので、エアコン設置までの間にスポットクーラーとか、大きな扇風機などを設置とかはできないのでしょうか。

議長（松浦隆起君）

教育次長、岡田君。

教育次長（岡田秀和君）

お答えをさせていただきます。

扇風機につきましては、現在、避難所というふうになっておりますので、比較的ちょっと大きなですね、扇風機のほうを学校のほうには現在、保管をして

おりますので、日常的な使い方の中ですね、利用していただいているという
ようなのが現状です。

またスポットクーラーとなりますと、これは費用のほうもかかりますので、
先ほど町長が申しましたように、今後のですね、協議の中で検討させていただ
きたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

安田さん。

3番（安田節子君）

はい、ご答弁ありがとうございました。

本当にあの、もう異常気象というか、本当に今年の夏すごく暑かったと思
います。いつまで続くんだろうと思うような暑さでしたが、来年も再来年もこ
のような状況が続いていくのではないかと思いますので、また順次計画をお願い
したいと思います。

続きまして、保育料の無償化のことについてお聞きします。

佐川町の保育料は、国の施策による3歳から5歳児の無料に付け加えて、町
独自の施策により、非課税世帯と第2子からが無料となっております。9月議
会で坂本議員が質問しましたが、あと32人の方の保育料を無料にすると、そ
の完全無料化ということになるということでした、と思います。

子育て世代のアンケートでも、少子化対策のための施策で、何を一番して欲
しいかという、子育てにかかる費用が抑えられるような取り組みをするとい
うのが最も高く52.4%でした。保育料完全無償化にいたしませんでしょ
うかという質問です。

議長（松浦隆起君）

健康福祉課長、岡崎君。

健康福祉課長（岡崎省治君）

安田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

保育料完全無料化、これをするにつきましては、少子化対策における片
岡町政の2期目の重要な政策課題というふうに考えております。

併せまして、保育行政を預かっております健康福祉課、担当課といたしまし
ては、完全無料化することに伴いですね、想定される乳児の保育需要の高まり
にどういうふうに対応していくのか。それからこれはですね、保育士の確保、
それから保育の質の確保というところでございます。

少子化の中ですね、加えて言えば、効率的な保育所の運営のあり方。具体
的には、まだこれは具体的な検討ということではありませんけれども、町内保
育所の統廃合、これについても検討していく必要があるというふうには考えて

おります。

議員がおっしゃいましたように現在 32 名の保育料をいただいております。完全無償化、保育の完全無償化に伴います、これはですね、新たに 1 千万円程度の財源の確保が必要となってきます。

それから、先ほど申しました今後の保育所のあり方、こういったものについて財政部局、それから関係者と議論をしながら、できる限り早期の実現に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上です。

議長（松浦隆起君）

安田さん。

3 番（安田節子君）

はい、早期の実現を考えているということですのでうれしく思っています。ぜひ実現していただきたいなと思います。

子育て世代の負担減少になるとともに、子育てしやすい、完全無償化という子育てしやすいまちだなというふうに広く認識をされて、人口減少対策の一つにもなるんじゃないかなというふうに思っています。ぜひ来年度、実現していただきたいと思います。

続きまして、次の高北病院の赤字解消について質問をします。

橋元議員が 3 月議会で、坂本議員も 6 月議会で質問をしていますが、高北病院の経営と今後の支援策について、私も質問したいと思います。

令和元年 9 月に、厚生労働省が再編統合など地域医療構想を踏まえた具体的対応方針の再検討を要請する、公立・公的病院 424 病院を公表し、その中に高北病院が含まれていて大変驚きましたが、その後のコロナ感染症対策による国の方針の変更、それから高北病院の取り組み等によって、再編統合の危惧というのはもう消えたというふうに理解してよろしいのでしょうか。

議長（松浦隆起君）

病院事業副管理者兼事務局長、宮本君。

病院事業副管理者兼事務局長（宮本福一君）

安田議員のご質問にお答えいたします。

公立病院の再編統合につきましては、大変ご心配をおかけいたしました。令和 4 年 3 月に国から、持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインが示され、その後、高知県では各公立病院が作成しました公立病院経営強化プランを高知県地域医療構想調整会議が承認し、各病院が当該プランに基づき、経営改善及び機能強化を進める方針となりました。

令和元年に国が示しましたような一律の公立病院の統廃合の方針は事実上なくなり、持続可能な地域医療の提供体制を確保しつつ、経営強化に取り組む方

向に転換しております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

安田さん。

3番（安田節子君）

はい、方針が転換されたということを確認できてよかったですと思います。

私も今年の5月です、婦人科でお世話になりました。何年か越しに悩んでいたことでしたけれども、婦人科の外来に医療センターから女医さんがおいでしているという情報を得て診察をしていただき、医療センターにて手術をして無事に完治をしたという経験があります。

仁淀川流域の住民にとって、高北病院っていうのはなくてはならない公立病院だと思いますので、存続はもちろん、さらに充実できるように望みたいと思います。

さて先日、全国の大学病院の赤字について、このままでは病院が潰れてしまうというショッキングな報道がありました。自治体の病院に至っては90%の病院が赤字であるとの報道でした。日本医師会は病院経営の緊急調査を行って10月22日に記者会見を行い、診療報酬を上げること、それまでに診療報酬が上がるまでの間は経営を支えるための補填をすることを国に対して要請しました。

高北病院も、令和6年度1億の赤字を抱えているということでしたが、現在の高北病院の経営状態と克服のための手だてをお聞きしたいと思います。

議長（松浦隆起君）

病院事業副管理者兼事務局長、宮本君。

病院事業副管理者兼事務局長（宮本福一君）

はい、お答えいたします。

高北病院を含みます佐川町病院事業の経営状況につきましては、令和7年度当初予算でお示ししましたとおり、約1億5千万円の赤字予算となっております。

上半期の執行統計をまとめましたところ、外来患者数、入院患者数とも減少しており、それにより収益が昨年度より減少しております。また、費用は増加しておりますので、予算以上に赤字が拡大する見込みとなっております。

対策につきましては先ほどご説明したとおり、病院及び介護事業所とも最大の要因は患者数、利用者数の減少でございます。また、人件費等の費用の増加も大きく影響しております。

人件費の上昇につきましても今後続くと思われまますので、現時点での対策としましては可能な限り費用を抑制すること。人間ドックなどの検診業務などに

も注力し実行していくこと。そして新たな患者さんを獲得することなどを取り組んでおります。

また医療体制の充実が図られることも最重要と考えておりまして、医師確保に向けての取り組みを行っております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

安田さん。

3番（安田節子君）

大変な経営努力をされているということがわかりました。公立病院としては、住民のための赤字部門っていうのも削れないことだと思います。

こんなことをお聞きしていいのかどうかわかりませんが、診療報酬が一体どのくらいならば経営というのは成り立っていくというふうにお考えでしょうか。

議長（松浦隆起君）

病院事業副管理者兼事務局長、宮本君。

病院事業副管理者兼事務局長（宮本福一君）

はい、お答えいたします。

診療報酬の算定は非常に複雑であり、医療機関の医療体制により報酬単価も違ってまいりますので、一言でこの程度ということが難しいというふうにご考えております。また患者数の増減、病床利用数によって収益も変わっていくため、難しい状況がございます。

しかしながら、日本病院会をはじめとする四病院団体協議会が本年10月に厚生労働大臣に提出いたしました、病院医療提供体制を維持し地域医療を確保するための要望書では、病院への2026年度診療報酬の改定については、10%を超える引き上げが必要であるという記載がございました。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

安田さん。

3番（安田節子君）

はい、私も10%は引き上げてという報道はすごく拝見しました。

もう本当に並々ならぬ経営努力をされていると思いますので、ここは診療報酬を国が上げてくれること、それから来年度の改定までの間、何らかの補填をすることを国に要望していただきたいと思います。

佐川町としても、努力されていることを行政報告でも見ましたけれども、町として今後どのような支援をされるのかということをお聞きします。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

安田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

高北病院をはじめとする医療機関を取り巻く状況につきましては、安田議員もご存じのとおりですね、自治体病院の約9割が経常収支の赤字と、極めて厳しい状況にあるということは、十分に理解をしております。

行政報告でも申し上げさせていただきましたが、私自身も事務局長と一緒に高知県選出の国会議員に対しまして、医療報酬の引き上げ等の要望活動をしつかりと行っております。

最近の国の動向を見ますと、高市首相が21.3兆円規模の総合経済対策の中で、医療介護支援パッケージを打ち出しております、医療機関職員の賃上げ、物価上昇の影響に対して支援を行うことで、地域に必要な医療提供体制を確保するとされております。

高北病院におきましても、本年度の赤字が一定削減されると思われまので、国の支援策の状況を注視していくとともにですね、債務超過になる前には、町としても財源が必要と考えております。高北病院につきましては、安田議員もおっしゃられましたが、高吾北の地区にですね、なくてはならない公立病院であることは十分理解しております。

今後におきましても、医療報酬の大幅な引き上げと財政支援などにつきまして、今後も引き続き国や国会議員に対しまして、要望を関係市町村と連携して実施していくこととしております。

また、定期的に病院事業の経営状況を把握しまして、財政的支援だけではなく人的支援も行えるように、また準備したいと考えております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

安田さん。

3番（安田節子君）

心強い答弁ありがとうございました。

もう本当にはやり言葉となるかもわかりませんが、できるできないではなくてどのようにしたらできるのかということで、なお一層、取り組んでいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

引き続きまして、周産期医療の充実について質問をいたします。

近隣にお産ができる病院というのがなくて、佐川町でも市内の産婦人科がある病院で出産せざるをえません。高北病院ではこの間、周産期の診療ができるような取り組みを進めていると思いますが、実態を教えてください。

議長（松浦隆起君）

病院事業副管理者兼事務局長、宮本君。

病院事業副管理者兼事務局長（宮本福一君）

はい、お答えいたします。

周産期とは、妊娠満 22 週から生後 1 週未満までの時期を言いまして、この時期は母体や胎児、新生児の生命に関わる事態が発生する危険性があり、産科と小児科及び行政機関との連携によりまして、母体と胎児、新生児を総合的に管理して、母と子の命と健康を守る医療が周産期医療です。

高知県内の周産期医療は非常に厳しい状況でございます。高知県内で分娩可能な医療機関は 9 施設、佐川町が含まれます中央医療圏におきましては 6 施設と聞いております。

当院産婦人科におきましては、非常勤の産婦人科医師 2 名による月曜日、木曜日、金曜日の週 3 日の診療となっております。周産期医療を全面的に担うことはできない状況です。そのため、総合周産期母子医療センターである高知医療センター、2 次周産期医療機関である国立病院機構高知病院、高知赤十字病院等と連携を行って、令和 6 年 4 月から正常妊娠の妊婦さんを対象に、妊婦健診を実施しております。

妊婦健診の実績につきましては、延べ件数となりますが、令和 7 年度 11 月末までで 27 件となっております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

安田さん。

3 番（安田節子君）

それでもこうやって妊娠、妊婦さんの検診に取り組んでくださったことで、ほっとしている妊婦さんたくさんおいでることと思います。なお、引き続き充実していただきたいと思います。

本当は地元の病院で出産できれば一番良いのですが、周産期に近くに通える病院があるということは安心して子育てができるということにつながっていくと思います。

これは安心な出産のための提案なんですけれども、私の知り合いの話で、娘さんが里帰り出産のために佐川の実家に帰っておいでたときに、夜分に娘さんが破水されて、自家用車で高知のかかりつけの病院に連れて行き、大変な思いをされたということを聞きました。

いざというときのために、土佐市や須崎市では健康福祉課に相当する機関が、消防署に対してリスクがある妊婦さんの登録をしているそうです。妊婦情報事前登録事業というそうですが、もしものときに妊婦さんが急な事態に陥って、

自分しか家にいないというときに、救急車が配備できるように取り組んでいるというふうに聞きました。

このような取り組みがあると、安心して出産が迎えられると思います。佐川町でも同様な取り組みができないものかお聞きします。

議長（松浦隆起君）

健康福祉課長、岡崎君。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

佐川町では妊娠届のときなどに、保健師が全て妊婦さんと面談をして、直接お話を聞いたり、質問用紙に記入していただく中で、心配な事柄などを保健師と妊婦さんが共有することにしております。その際に、早産のリスクがあったり、緊急時に家族の支援が難しいなど、保健師等が必要と思われた妊婦さんには、以前より本人の了承を得た上で、いざというときの救急搬送について個別に高吾北広域消防本部との情報連携を実施をしております。

ご紹介いただいた先ほどのケースの方は、大変な思いをされたと思います。不安に思われる方もおいでるかと思いますが、佐川町においては里帰りの出産の方でも、一定リスクがある方は、住所地の市町村からの連絡票で把握できておりますので、登録制度はございませんけれども、佐川町において同様の対応ができる体制は整っております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

安田さん。

3番（安田節子君）

どうもありがとうございました。

私が言ったことと同等のことがもう現にされているということでしたので、安心いたしました。どうもありがとうございました。

次に、道の駅の公園についての質問を続けたいと思います。

道の駅とか、おもちゃ美術館、公園ともに自分もよく利用させてもらっています。孫たちが来たときに1日中遊べる場所があって、助かっています。

先日は、佐川わくわくクラブでぐるぐるバスを使い、夢まちランドから図書館、道の駅へと行くコースを遠足のようにして楽しみました。道の駅や周辺の施設がさらに充実することを願って質問をします。

まずは道の駅、おもちゃ美術館、公園の利用状況をお聞きしたいと思います。

議長（松浦隆起君）

産業振興課長、下八川君。

産業振興課長（下八川久夫君）

それでは安田議員のご質問にお答えいたします。

道の駅の令和7年度の利用状況としましては、11月末現在でテナントを含む道の駅のレジ通過者数が約14万8千人。おもちや美術館の入館者数が約3万9千人となっております。

まきのさんの公園につきましては、利用者の把握ができるものがございませんが、土日や祝日におきましては、多くのファミリー層にご利用いただいていると感じております。また、保育園などの遠足でも多く利用いただいているという状況でございます。以上です。

議長（松浦隆起君）

安田さん。

3番（安田節子君）

はい。

大変たくさんの方が利用されているとのことで、自分も車で通るたびに、今日は駐車場ちょっと少ないなとか、来ちゅう来ちゅうとかって思いながら、本当に我が事のように道の駅を見ております。

おもちや美術館とか公園が道の駅の集客に果たしているという役割、すごく大きいと思います。今回はその道の駅の横の公園についてお伺いをいたします。

道の駅が地元の者にもっと開かれた施設であって欲しいという要望をよく聞きます。先日もトンネルの近くの家にご子供たちが自転車で集合して、その家の方が車で子供たちを道の駅公園まで運んでいき、遊び終わるとまた子供たちから連絡が来て、迎えに行き、その家まで帰ってきて、また自転車で家に帰るというような場面に出くわしました。何とか安全に、子供たちが遊びに行ける方法はないものかねという話をしたことでした。

ちょっとお金もかかると思いますが、管轄が違うかも知れませんが、トンネルを抜いて歩道をつけるとか、道の駅の後方より進入する道路の整備を行うとか、自転車や徒歩での安全なアクセスの方法を考えてはいただけないでしょうか。

議長（松浦隆起君）

建設課長、吉野君。

建設課長（吉野広昭君）

そしたら質問のほうの、歩道トンネルにつきましてはお答えをさせていただきます。

国道33号線の霧生関トンネルにつきましては、幅員のほうも狭くて、前後約200メートルぐらいの区間で、安全といえる歩道がないため、歩行者、自転

車だけでなく、車を運転する方にとっても危険な状況であるというふうに言えると思います。

町内の国道 33 号にはトンネルが 3 本、歩道トンネルが 3 本ありますが、赤土歩道トンネルが昭和 58 年、佐川歩道トンネルが平成 26 年に完成しており、歩道が現在ないのが、この霧生関トンネルのみとなっている状況です。このため、道の駅や道路利用者の安全対策について、地元の方からも多くの要望が上がっております。

新産業廃棄物施設の周辺安全対策としまして、この霧生関の歩道トンネルが位置づけられていることも踏まえまして、これまでも適宜、町長のほうが国土交通省土佐国道事務所のほうへ要望しておる状況です。

国の、現在のいただいております回答としましては、道の駅のオープン後、人の流れであるとか、交通状況の変化を見て、必要性について検討することです。今後の見込みとしましては現在、国へ要望しております川内ヶ谷、ルミエールコスモスの前の新しい橋ですが、これがですね、近い将来に完成する見通しとなっております。

今後、国、県とも調整しながらですね、そちらの完成時期も踏まえまして、霧生関歩道トンネルについて、より一層、要望活動に力を入れていきたいと思っております。

議長（松浦隆起君）

安田さん。

3 番（安田節子君）

はい、本当に力強い発言ありがとうございました。

なかなか道のりは長いと思えますけれども、要望をよろしく願いたいと思います。

続きまして、公園近くにトイレをということで、これも何度も質問されていることなんですけれども、道の駅には 24 時間対応のトイレと、道の駅内のトイレと 2 か所のトイレがあります。

おもちゃ美術館では、建物内にトイレがないことを入館者に徹底する取り組みがなされ、また、ひょっと失敗をしてもカバーができる配慮がどこそこに行われています。しかし、公園からはトイレは遠く、間に合わずに失敗してしまったという話も聞きます。

子供たちの遊び場の近くにトイレがないということは残念なことだと思いますが、後づけのトイレというものはできないものではないでしょうか。

議長（松浦隆起君）

産業振興課長、下八川君。

産業振興課長（下八川久夫君）

それではご質問にお答えをさせていただきます。

まきのさんの公園につきましては、トイレが近くにないことで不便に感じられている利用者の方がいらっしゃるということは承知しております。しかしながらトイレの整備に関しては、目的や必要性、イニシャルコストやランニングコストなど、多角的な視点を持って判断する必要があると考えております。

現状で申し上げますと、トイレが近くにあれば、今より公園の利用環境が向上するというところは承知をしております。ただ、費用面を勘案しますと、トイレを整備するという事は難しいと判断をしております。

道の駅のエリアには、先ほど議員もおっしゃいましたように、国土交通省の整備したトイレ、また道の駅の管内にトイレがございますので、公園からは距離はございますが、そちらをご利用いただきたいと思いますと考えております。以上です。

議長（松浦隆起君）

安田さん。

3番（安田節子君）

はい。

何とかと思いましたがけれども、私もいろんな公園とか、施設とか見に行つて、確かに距離が遠いトイレもたくさんあるなど。親として、それから孫たちを連れて行ったときにはトイレを確認してから遊ばせたり、いろいろするので、トイレの維持費を考えると、確かに難しい面があるなどというふうに思いますが、できれば長い構想の中で、後づけのトイレがやっぱりできたらいいなというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

続きまして、夏場の暑さ対策として、水場の設置とか樹木の植栽をお願いしたいということを質問したいと思います。

気候変動により、毎年の夏の気象変動が本当に異常に高くなっています。特に今年は危険な暑さが続きました。もちろん非常に暑い日は公園でも遊ばせませんが、夏場の暑さの対策として、木陰だとか水で遊べる場所が作れないかなという要望がたくさんあります。大きな木を植えるとか、下から何か水が出てくる遊び場を作るとか。ミストが出る装置は作られていたと思いますが、そういうミストの出る装置をもっとたくさんにするとか、夏の暑さ対策として何か取り組めないでしょうか。

議長（松浦隆起君）

産業振興課長、下八川君。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。

まきのさんの公園の整備に当たりましては、自治会長やPTA連合会、観光協会など各分野の有識者の皆様より構成した検討委員会で協議を進めてまいりました。その中で、日陰や水場の設置についてもご意見をちょうだいしております。

町としましては事業費や維持管理の観点から、日陰については樹木の植栽ではなく、あずまやを2棟整備をしているという状況でございます。また、簡易ではございますが、ミストシャワーも設置をしているというところです。

昨今、夏が非常に暑く、熱中症警戒アラートが発表される日も少なくございません。屋外での遊びや運動には水分や塩分補給、涼しい場所での休養が必要となります。公園の利用に当たりましては、ぜひ日傘であったりとか、飲み物、冷たい飲み物などを事前に準備をしていただいてご利用いただきたいというところで考えております。

また日陰、それから暑さの対策については今後また、何かできることがないのかは、内部でもちょっと協議をしていきたいと考えております。以上です。

議長（松浦隆起君）

安田さん。

3番（安田節子君）

はい。誠実に検討をしてくださっていて本当にありがたいなと思います。

令和7年3月に出された第3期佐川町子ども・子育て事業計画によりますと、子育て世代のアンケートで、環境充実のための支援策は何かという設問に、子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やすが55.4%で最も高く、子育てしやすいまちだと思わない理由というのの中に、交通機関が不便だとかいうのと一緒に、公園や児童館など子供の遊び場が少ないというのが42.9%となっていました。

公園を充実させるっていうことは、若い世代、それから私たち高齢者にとっても大変大きな要望であると思います。その課題の解決に向けての佐川町の基本方向というのの中に、子供の遊び場、居場所づくりのため、本町では新図書館や道の駅横に公園を整備するなどの居場所づくりに取り組んできましたというふうにあります。

道の駅の公園というのは集客のためだけの公園ではなくって、佐川町民のための公園というふうに位置づけられています。佐川町民のために、今後、徒歩や自転車でも行けるような安全なアクセスの方法をぜひ探っていただきたいというふうに思います。

また、先ほど担当課長さんのほうからありましたが、長いスパンで見て施設の充実というものに取り組んでいただきたいと思います。

4番目の質問は、西森議員の質問と重なりますので、私の質問はこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

以上で3番、安田節子さんの一般質問を終わります。
休憩します。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時12分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
ここで食事のため、1時まで休憩します。

休憩 午前11時13分

再開 午後1時00分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
引き続き、10番、下川芳樹君の発言を許します。
下川君。

10番（下川芳樹君）

10番議員の下川芳樹です。

議長のお許しを得て、通告にしたがい、3点の質問を行います。

今定例会は4期目の初めての質問です。これまでの3期12年と同じように、町政の質を問うものとして、この席より質問をさせていただきます。

執行部の皆様には、本日の定例会においても、誠意あるご答弁をよろしくお願いをいたします。なお、午前中の西森議員、安田議員の質問と重複する部分もございますが、ご答弁のほうはよろしくお願いをいたします。

それでは最初の質問です。自治体のカスタマーハラスメント対策についてお尋ねをいたします。

厚生労働省は本年11月17日、顧客らが理不尽な要求をするカスタマーハラスメント、通称カスハラから労働者を保護するため、全ての企業や自治体に対策を義務づける関連法を、2026年10月1日に施行する方針を明らかにいたしました。殴る蹴るの暴力や脅迫、侮辱など、カスハラに該当しえる事例を明記し、警察への通報など対策方法を盛り込んだ指針案も示されました。採用面接

を受ける学生やインターン参加者などへのセクハラの防止策も同様に、来年10月1日から義務化され、企業や自治体は指針を参考に対策を検討することになります。

カスハラ対応の指針案では、顧客の他、取引先、施設の利用者や家族、近隣住民も加害者になり得ると指摘し、具体例として、1つ、性的な要求。2つ、契約金額の著しい減額の要求。3つ、物を投げつける・つばを吐きつける。4つ、交流サイト・SNSへの悪評の投稿をほのめかして脅す。5つ、無断で撮影。6つ、土下座を強要。7つ、必要のない質問を執拗に繰り返す。8つ、長時間の居座りや電話で拘束などを掲げています。

対応方法では、可能な限り労働者を1人で対応させず、労働者は管理者に直ちに報告し指示を仰ぐことなどを示し、顧客とのやりとりを録音録画し、暴行や脅迫など犯罪に該当し得る言動があれば、警察に通報するよう求め、加害者に対する警告文の発出や出入り禁止の措置も効果的であるとしています。

被害が深刻なカスハラ対策には、北海道、群馬県、東京都など一部の自治体がカスハラ防止の責任を規定した罰則なしの条例を施行するなど、国に先んじて取り組んできています。

さらに三重県では罰則付きの条例制定を検討中であり、愛知県深山町では、町職員にカスハラを繰り返した住民に対し、400万円の損害賠償を求める提訴に向けた議案を、全会一致で議決しています。

企業においても働き手保護の動きはありますが、自治体との温度差があり、専門家は関連法の来年初の施行に向け、国と自治体が連携し的確に企業に対し支援できるかが鍵を握ると見ております。

そこで初めに、お尋ねをいたします。

佐川町の行政機関において、これまでカスタマーハラスメントに該当するような事例があったのかなかったのか。役場、高北病院、町内小中学校等の教育現場、介護障害、保育など福祉現場の順に担当部局よりご答弁をいただきます。また、関連法の対象が全ての企業となっていることから、民間の病院や福祉現場などの事例があれば、わかる範囲でお答えをいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横島君。

総務課長（横島克彦君）

下川議員のご質問にお答えをさせていただきます。

本年度、総務課で把握できている部分に関してですけれども、こちらの説明に納得できず大声を上げる、通常の範疇を超えて長時間居座る、また説明をし

尽くしたにもかかわらず繰り返し説明を求めるなどのカスハラに該当すると思われ、警察を呼ぶといった事例が複数件起こっております。

また、正確な記録があるわけではないですけれども、毎年5件近くは発生しておると思われます。

その他、総務課まで報告がない事例につきましても、程度の差はありますが発生しておると思われます。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい。下川議員からのカスハラの状態についてのご質問にお答えいたします。

佐川町の状況につきましては、学校、すいません、元に帰ります。このカスハラというものは学校においてはですね、保護者による教職員に対するハラスメント行為になります。

佐川町での状況につきましては令和5年度に教職員が保護者への対応に苦慮し、心身の不調を訴え退職を希望し、管理職や私が慰留するという事例が複数ありました。中には退職に至った事例がありました。具体的には、保護者からの過度な期待要求や無理解から、行き過ぎた苦情、一方的な非難、威圧的言動があり、長時間、複数回にわたる電話や面談で対応を求めるなど、これカスタマーハラスメントと言わざるをえない状況がありまして、結果として対応した教職員が心身に不調を来し、医療機関を受診し退職を考えたというものです。

そこで、町立小中学校長会が令和6年5月に、全教職員対象に質問紙による調査を実施いたしましたところ、対象となる教職員112名のうち、数年のうちに保護者への対応に苦慮した経験があると回答した教職員が15名、13%あり、その中で、威圧的言動や頻繁かつ長時間の対応を求められたなど、深刻な事例が14件ほど報告をされております。

このような状況から校長会と教育委員会は、弁護士など専門家の支援もいただいで教職員向けに保護者の皆様に向き合い、ご理解、ご協力いただくための保護者地域との関わりマニュアルを策定いたしました。その中でハラスメントが想定される場面についての対応、さらには実際あった場合の対応などについても言及をしております。

このマニュアルは教職員の研修や実際の業務に活用し、各学期末に職員会議で事例を報告し合い、教職員間で共有し、その後、校長会で共有し実効を上げるように努めております。

また私も毎年度、各PTAの総会におきまして、町の教育についての状況を報告し、ご理解と協力をお願いする中で、このマニュアルの概要を説明し、今

の時代にはハラスメントは許容できませんという趣旨のお話を申し上げて、ご理解をいただくようにしております。

このような取り組みの中で、令和6年度と7年度の現時点まででは、このカスタマーハラスメントと認められる事例の報告は受けておりません。以上です。

議長（松浦隆起君）

健康福祉課長、岡崎君。

健康福祉課長（岡崎省治君）

私からは介護、それから福祉の関係の事業所の状況についてお答えをさせていただきます。

町内の福祉現場に対しまして、これ全て、全事業所ではありませんけれども、介護事業所10か所、それから障害福祉の事業所3か所、民間の保育所5か所にカスタマーハラスメントに関して聞き取りを行いました。

その結果、過去1年間ではありますけれども、カスハラの実例があると答えた事業所はありませんでした。以上です。

議長（松浦隆起君）

病院事業副管理者兼事務局長、宮本君。

病院事業副管理者兼事務局長（宮本福一君）

それでは病院のほうからお答えいたします。

カスタマーハラスメントは、医療機関ではペイシェントハラスメント、通称ペイハラと呼んでおりますが、当院での事例発生は直近の2年間となりますが、私に数件の報告がっております。

執拗な説明要求、威圧的な言動、長時間の電話などの事例がございました。医療現場ではさらに多くの細かな対応をしていると聞いてはおります。

現在の当院の対応策ですが、特に対応指針は策定しておりませんが、ポスター掲示による抑止、組織的な対応、夜間等の緊急時は警察へ相談するなどしております。

民間病院での発生事例につきましては詳しくは承知しておりませんが、既にペイハラ対策指針等を公表している病院においては、例としまして、他の患者や職員への暴言、暴力、脅迫、威嚇、セクハラ等、また過剰な不合理な要求、解決しがたい要求の繰り返し、長時間の拘束、故意に建物・設備を破壊する行為などが示されております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

下川君。

10番（下川芳樹君）

はい。担当部署別の自治体、企業のカスハラ状況についてお答えをいただき

ました。

ただいまのご答弁の中では、役場、病院、それから教育現場については事例が報告されていますが、福祉現場については事例の報告は現在のところないというふうな状況でございました。

次に、自治体におけるカスハラへの対応や対策についてお尋ねをしたいと思います。

今年6月に成立した関連法は、カスハラを社会通念上、許容される範囲を超え、労働者の労働環境を害する言動などと定義しています。また、被害の発生を抑止する方策や、発生した場合の対応策なども義務づけています。

自治体や企業が義務づけた方策や、対応策が不十分であれば、国が是正を指導、勧告し、したがわない場合は公表することとしています。法整備の背景には、近年、カスハラが社会問題化していることがあります。

厚生労働省が昨年公表した実態調査によると、過去3年間で約3割の企業が従業員からカスハラの相談を受けておりました。

パワーハラスメント、セクシャルハラスメントに次いで多く、医療福祉や宿泊、飲食サービスといった客と対面で接する機会の多い分野で目立つとのことで、交流サイトで個人情報や拡散させるなど、被害も後を絶たず、相談件数は毎年増加傾向にあるとのことでした。

カスハラが従業員や企業に与えるダメージは大きく、心身不調で離職を余儀なくされたり、対応に時間や労力を割かれ、休業に追い込まれたケースもございます。企業にとってカスハラは従業員を危機にさらすだけでなく、経営を揺るがす問題にもなっています。

こうした状況は全国の自治体においても同様で、全体の奉仕者である役場職員もカスハラにさらされています。地方公務員に関しては、住民、利用者から度を超えたクレームや要求も大きな問題となっており、総務省の調査では、地方公務員の35%が過去3年以内にカスハラ被害を体験していることが判明しており、住民や利用者と直接対面する窓口業務では、ほぼ全員が経験しているのではないかと報告もあります。

同じ嫌がらせでも、セクハラやパワハラなどは防止対策が既に法律で企業や自治体に義務づけられております。職場での対策が進み、認識も変わりつつあります。しかし、カスハラ対策はこれまで規定されておらず、法整備を望む声が上がっていました。

今回、自主的な取り組みに委ねていた対策を法制化した意義は大きく、自治体や企業の体制整備が急がれます。課題となるのは、カスハラと正当な要求との線引きです。品質やサービス向上につながる意見であっても、客の言動が威

圧的な場合があります。一方、客にとっても適切な訴えが、カスハラとみなされる懸念もあります。正当な要求か、カスハラか、判断しにくい場面は少なくありません。今回示された指針案は、客の他、取引先や施設の利用者なども加害者になり得ると指摘しています。

カスハラに該当し得る事例として、殴る、蹴るの暴力の他、SNSでの悪評の投稿をほのめかす、脅迫や無断撮影といった精神的な攻撃もあげています。具体的事例が示されたことで、現場が判断しやすくなった面はあります。ただ、客観的な要素が絡む部分もあり、判断材料の一層の具体化に努めていかなければなりません。

指針案では、実際に講じるべき対応策も示されました。可能な限り労働者を1人で対応させず、労働者は管理監督者に直ちに報告し、指示を仰ぐ。顧客とのやりとりを録音、録画し、犯罪に該当し得る言動があれば、警察に通報することも求める、です。

12月3日の高知新聞には、東京都の教育委員会が教員向けカスハラ対策ガイドライン案を公表したとありました。背景にカスハラが離職やなり手不足の原因になっているとのことで、全国的にも対応が注目されております。

町においても近年、早期離職者が増えております。来年10月1日の施行に向けて、職場での対応や対策をどのように進めていくのか、お考えをお伺いしたいと思います。

自治体の考え方、先ほどもう既に対応策についてお答えいただいた部署もございます。簡潔にですね、お答えをいただきたいと思っております。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

下川議員の質問にお答えいたします。

佐川町のカスハラ対策に関する体制づくりということですが、下川議員のご質問にありましたように、法改正では令和8年10月1日に義務化とされていますことから、自治体に適用されます厚生労働省の指針に基づき、令和8年9月中に措置を講じていきたいと考えております。措置につきましては、条例化も含めた対応マニュアルの作成について検討を加えてまいりたいと思っております。

具体的なマニュアルの内容につきましても、下川議員のおっしゃられたようにカスハラ行為の定義の明確化や、適切に対応するための相談体制など、佐川町に適した実効性のある内容となるよう、精査をしてまいりたいと考えております。

いずれにしても、理不尽な要求や迷惑行為から職員を守り、安心して働ける職場環境を整備すること。また一方で、正当な申し入れにつきましては、丁寧に対応できるような仕組みにしていきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい、お答えをいたします。

先ほどの法律の一部改正につきましては、この事業者が講ずべき措置として、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するための必要な体制の整備と当該顧客等言動への実効性を確保するために、必要な抑止力のための措置、その他雇用管理上必要な措置を講じなければならないと規定されておまして、教育委員会では先ほどご説明をいたしました、保護者、地域との関わりマニュアルの活用とともに、教育相談員やスクールカウンセラーによる相談体制を整備し、保護者にも周知をしております。

その上でさらに精査いたしまして、今後、予算措置等必要な対応があれば、しっかりやらなくてはならないと考えております。以上です。

議長（松浦隆起君）

健康福祉課長、岡崎君。

健康福祉課長（岡崎省治君）

私からは福祉現場への対応について、ご説明をさせていただきます。

今回、福祉関係の事業者へ聞き取りを行う中で、例えばカスハラではないですけれども、制度を誤解したり、知らなかったために過剰な要望や要求をしてくるケースについて、複数の事業者から回答がありました。

福祉現場におきましては、職場の特性から職員と利用者との関係が近くなりがちで、カスハラとまでは言えないまでも、対応に困る事例は日常的に少なからずあるだろうというふうにも考えております。

職場の対策としては、例えば、県の主催の研修でカスハラについて学んだり、職場のルールとして1人で対応しないということを取り決めている事業者がありましたけれども、多くの事業所において、現時点で特段対策をとっていないというふうな回答でありました。

健康福祉課といたしましては、介護福祉関係の各事業者に対しまして、来年10月の関係法の施行までに、カスタマーハラスメントの正しい理解と対策について、例えば厚生労働省のガイドライン等を活用して周知をしたいと思いますと考えております。

併せて、町指定のサービス事業所に対しましては、個別の運営指導等の機会を捉えて、体制整備について確認をするとともに、必要に応じて改善を求めてまいりたいと考えております。以上です。

議長（松浦隆起君）

病院事業副管理者兼事務局長、宮本君。

病院事業副管理者兼事務局長（宮本福一君）

お答えいたします。

現時点では、11月に公表されました指針案に沿った対応を考えておりますが、医療現場特有の留意点もございますので、他の病院のペイシェントハラスメント対策指針を研究しているところです。

今後は、町と足並みをそろえて体制の整備を行いたいと考えております。以上です。

議長（松浦隆起君）

下川君。

10番（下川芳樹君）

はい、ありがとうございます。各担当部署のご報告をいただきました。

次にですね、今回の対策では、カスタマーハラスメントから労働者を保護するため、全ての企業においても対策を義務づけるとあります。先にも述べましたように、企業と自治体とでの間には温度差がございます。関連法の来年秋の施行に向け、国と自治体が連携し、的確に企業に対して支援ができるかが鍵を握ると見ております。

厚生労働省が24年に公表した実態調査の報告では、カスハラ対策が特にないと答えた企業は従業員1千人以上では37.2%だった一方、従業員100人未満では73.8%に上っているとのこと。また関連法では、フリーランスや個人事業主は対象外となっており、相談窓口が行政にあればよいと、のような意見もございます。

カスハラという言葉は徐々に浸透してきたが、対象行為は非常に幅が広い。今回の指針案に基づいて何がカスハラか、より具体的な周知をしていくことが実効性を高めていく早道である。防止措置を講じる企業が国と自治体で、防止措置を講じる企業に、国と自治体で後押しをしていくことも大事だとの意見もございました。

事業規模の小さい町内の企業や対象外のフリーランス、個人事業主へのカスハラ対策支援は、町が後押しをする必要があると考えます。役場に具体的なカスハラ行為の周知ができる担当課と、相談窓口を設置するべきだと思いますがいかがでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

下川議員の質問にお答えをします。

佐川町としましては、現時点では大変申しわけありませんけれども、周知や相談を一本化した窓口の設置については考えておりません。

他の事案同様ですね、お困り事がございましたら適切な機関におつなぎさせていただくことに変わりはありませんので、役場までお問い合わせをいただけたらと思います。

カスハラに関する企業からの問い合わせに関してはですね、職員に周知し、理解を深め、そのような相談が受けた際にはですね、適切な機関にご案内、おつなぎできるように、徹底をしてまいりたいと考えております。

また、措置の義務に関する周知につきましてはですね、佐川町のカスハラ対策について広報させていただく際などに合わせてですね、企業の皆様に対策の義務についてお伝えをしていきたいと考えております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

下川君。

10 番（下川芳樹君）

はい、一歩踏み込んでないご答弁をいただきましてありがとうございます。

何か窓口としてですね、どこかここが担当してますっていう情報があれば、役場の職員の皆さんが、住民の皆さんから電話を受けて、どこの課でやりよったね、あそこかね、あそこへそしたら問い合わせてくださいね、っていうふうに振ることになるんですが、基本的にこの課へ問い合わせたら、そういう情報がつながるよっていうところぐらいは示してあげたらいいんじゃないかなというふうに思います。

あと、広報活動についてはおっしゃるようになりますね、町のほうで基本的な考え方等について広報してあげればいいのかというふうに感じますが、いま一歩踏み込んだお答えはいかがでしょうか。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

はい、下川議員の質問にお答えをさせていただきます。

うちの中でも検討を加えたんですけれども、やはり例えばですけれども、建設業者でしたらですね、まずは相談が建設課に行くと思いますし、福祉関係の業者でしたら福祉課のほうにまず行くと思います。そこからですね、またうち

のほうの、例えば総務課とかでしたら二重になることもありますので、一旦、全職員にですね、周知をして、そこからは速やかにつないでいけるようにというふうに考えておりますので、ご理解いただけたらと思います。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

下川君。

10 番（下川芳樹君）

はい。

言ってることはよくわかるんですが、例えば建設課へ建設業者の方が電話をします。建設課の業務に関わることとか技術に関わることとか設計に関わることについては、そこで十分に対応できるんですが、基本的にハラスメントに関することっていうのを1つ、もうあの集約された内容というのはいもうわかってるんで、じゃあハラスメントで相談したいんやけど、建設課へ相談して、ハラスメントわかりません、それじゃあ他の課へ、どこやらが対応する言っちゃったんでそこへ問い合わせてくださいねって振るよりは、1つ示してあげたほうがいいんじゃないですか。以上です。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

はい、下川議員さんの質問にお答えをいたします。

先ほど申し上げましたように課の中でですね、協議をさせていただいております。ハラスメントに関してはですね、やはり内容、多岐にわたったりですね、難しい場合もありますので、やはり労基署のほうに、担当の労基署のほうに確認をしていただいたほうが、最終的にはスムーズに行くと思っておりますので、各課なり相談を受けた担当部署がですね、速やかに労基署等のほうに、おつなぎできるような体制を作ってまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

下川君。

10 番（下川芳樹君）

はい。

行き着くところは労基署、労働基準監督署なり、そういうところになるかと思いますが、皆さんで意見を統一して、こういうケース、こういうケース、全ての課の職員が、じゃあそういう相談があったときには、一括、労基署へ問い合わせてくださいっていう、こういうふうな流れにするのもちょっとあれかなど。もう基本的には、まだ期間もございますし、町は町でそのハラスメント

の関連した様々な内容について精査し絞っていくわけですから、どこか詳しい課がそこに1つできるはずです。その課で、親切にですね、労基のほうへ振るなら振るでもよね、振ってあげたら、広報もするわけですから、何かわからんことがあったら聞きませっていうときには、この課へ、一応電話入れてもうたらずぐつなげませっていうふうな部分を作ってあげるほうが親切じゃないかなというふうに思いますので、もうお答えはいいんですので、ぜひ10月までの間に検討できればよろしくお願いをしたいと思います。

ハラスメント、これはですね、社会の中で認知され、行為自体が規則や罰則、法制化されることで、弱い立場の人が職場や社会の中で、自分らしく生きていける世の中になればいいんじゃないかなというふうに考えております。

去る11月29日には、第41回の佐川町人権フェスティバルが桜座で開催されました。町長もいらっしゃいました。人権まちづくり意見発表会で発表した12名の子供たち、大変すばらしかったです。佐川の未来を本当に託せる素晴らしい考え方を示していただきました。

人権が培われた歴史を持つこの佐川町において、やはり全てのハラスメントがなくなるようお願いをいたしまして、この質問は終わります。

次に、2番目の質問です。

物価高騰に伴う医療、介護事業所の経営状況についてお尋ねをいたします。

近年、物価高が介護事業者、病院の経営を圧迫しております。その原因は、報酬が公定価格のため、一般企業のように経費に転嫁できないことにあります。

11月14日付高知新聞に、高市首相は10月の所信表明演説で診療・介護報酬に物価高や賃上げを反映させると意欲を示しましたが、連立政権を組む日本維新の会は、医療費削減を改革の柱に位置づけていることから、全国に先駆けて高齢化が進む高知県、県内の業界に期待と警戒感が広がるとの報道でございました。

この内容に続き、国の2024年の調査によると、介護職員の月額給与30万3千円は、全産業平均38万6千円より8万3千円も低く、25年の賃上げ額は全業種平均が1万3,600円あまりなのに対し、医療福祉は5,589円。15業種で最下位であるとの県内介護施設の施設長の声も併せて掲載されておりました。

賃金が上がりにくい構造の根本に、介護報酬があります。さきにお伝えしたように公定価格であることから、24年度の報酬改定において、過去2番目に高い1.59%の引き上げが行われたものの、物価上昇には及んでおりません。

賃金が他の産業と比べて低額であることから、他の業種への転職も進み、介護職の人員不足が深刻化しております。

また、中山間地域の事業所のデメリットでもある訪問先への交通事情も大変

厳しく、物価高騰の煽りを受け経営を悪化させている事業所も多くございます。

医療現場も厳しく、国の全国調査によると、民間病院の49.4%は24年度決算が赤字で、前年度から7.9ポイント増えております。高知保険医協会の調査では7割の赤字だと回答しており、県内の開業医らはより深刻であると見られています。

高知市にある民間病院は4億円近い赤字を計上し、事務担当者は入院患者の食事委託費や人件費の負担が増えているとし、もういい加減、限界であると漏らしているそうです。県内、医療の中核を担う高知医療センターも24年度は12億円を超える赤字に。県・高知市病院企業団の企業長は、内部留保77億円を数年で吐き出す危機感を募らせております。医療報酬は26年度の改定に向け、今年末に改定率が決まる見通しです。

業界団体は、病院は瀕死の状況と、状態と、10%越えの大幅引き上げを求めています。ただ、財務省の試算では、診療報酬を1%引き上げるだけで医療費は5千億円増えるとしており、日本維新の会が主張する医療費の年約4兆円以上の削減。1人当たりの社会保障料を約6万円引き下げるとの訴えに対し、報酬の大幅引き上げは、もろに逆行することになります。

厚労省が11月26日に公表した、2024年度の医療経済実態調査によると、一般病院の1施設当たりの利益率は7.3%の赤字であったそうです。前年度比で0.2ポイント改善いたしました。ただ、物価高や人件費の上昇が響いたとの内容です。

厚労省の分析によると、一般病院の72.7%が赤字で、診療所は黒字を維持しておりましたが、利益率は縮んだとの内容でした。調査は医療機関の収入にあたる診療報酬の26年度改定の基礎資料になり、25年末の改定率決定へ議論が本格化していたところを、12月4日の報道では26年度医療報酬はプラス改定の公算が強いとの報道でありました。

政府が予定している経済対策の財源となる2025年度補正予算は18兆3,034億円。責任ある積極財政を掲げており、経済成長を最優先としております。

対策の柱となる物価高対応に要する8兆9,041億円がどのように医療や介護に活用されるかについては不確定ですが、現在の状況を把握していくことが重要です。以上、医療介護の経営状況について、全国情報をお伝えいたしました。

そこでお尋ねをいたします。令和7年度の高北病院の経営状況について、年度末までの予測を含め、お答えをいただきたいと思っております。また、町内の介護事業所における経営状況についても、併せてお答えできればお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

病院事業副管理者兼事務局長、宮本君。

病院事業副管理者兼事務局長（宮本福一君）

はい、それでは下川議員のご質問にお答えいたします。

佐川町病院事業の医療を担う高北病院の経営状況は、昨年度以降、非常に厳しい状況となっております。

令和7年度の当初予算は、純損益で1億5,240万円としておりました。当院の本年度上半期の状況を、昨年度の同時期と比較いたしますと、外来延べ患者数は1,487人減少。入院延べ患者数は355人の減少となっており、それに伴う収益は3,600万円の減益となっております。一方、事業費用は約750万円の増となっております。

また、病院事業内にあります介護事業につきましても、事業収益は約600万円の減益、事業費用は220万円の増額となっております。

このような状況から、現時点での令和7年度佐川町病院事業の決算見込みですが、2億円余りの赤字となる見込みでございます。以上です。

議長（松浦隆起君）

健康福祉課長、岡崎君。

健康福祉課長（岡崎省治君）

私からは介護事業者の状況について、ご説明をさせていただきます。

町内の介護事業所、訪問介護、それからデイサービス、グループホームや、小規模多機能型施設、こういったものを運営する5つの事業者に対して現状を聞き取りをさせていただきました。その結果、3つの事業者につきまして、1年前より悪化しているという回答があり、5つ全ての事業者において、少なくとも経営的に余裕のある状態ではないというふうな回答がありました。

現場のほうからは、やはり物価高騰による経費の増大と、今回の報酬改定、それが釣り合っていないというふうな話が聞かれております。以上です。

議長（松浦隆起君）

下川君。

10番（下川芳樹君）

はい、ありがとうございました。

令和7年度について高北病院、大変厳しい状況であるというふうな状況です。

基本的に人事院の勧告がございまして、また4月に遡っての人件費のアップ分、また様々な物価高騰の経費のプラス分が、やはり2億円のマイナスを呼んでいるというふうなところでございます。

また介護事業所についても訪問、デイ、グループ、小規模多機能、5つの状況の中で、やはり3つが大変であると。5つとも余裕はないというふうなお答えをいただきました。

それでは次にですね、高北病院の令和8年度の予算編成についてお尋ねいたします。

令和7年度でも大変厳しい状況ではございますが、物価高騰の波は収まることなく進んでおります。人事院の勧告による人件費の増加もあります。病院経営を圧迫する要素が目白押しの中で、町民の健康と命を守る公立病院の存続は本当に大変、大切なことです。

26年度医療報酬はプラス改定の公算が大きいですが、来年度予算の編成はどのようになるのか、予測できる範囲でお答えいただきたいと思います。

議長（松浦隆起君）

病院事業副管理者兼事務局長、宮本君。

病院事業副管理者兼事務局長（宮本福一君）

お答えいたします。

令和8年度の佐川町病院事業の予算の編成方針ですけれども、関係機関と連携して経営改善に取り組む、医師の確保に努めるなどを掲げまして、その実現に向けた取り組みと医療提供体制の充実が行われるよう、新年度予算を編成することとしております。

来年度には、薬価改定を含みます診療報酬改定があり、年内に2026年度の診療報酬改定率が決まると聞いておりますので、国の動向を注視しながら予算編成を行うこととしております。以上です。

議長（松浦隆起君）

下川君。

10番（下川芳樹君）

はい、大変厳しいお話でございます。

診療報酬の改定は、本年末までに行われるというふうなところでございます。

公定価格がある程度、診療報酬の引き上げにつながれば、病院経営としてはプラス方向に左右するのかなというところでございますが、高市首相の所信表明どおりに進むかどうかというところは、まだ不安を残しているところです。

医療費や介護サービスの個人負担分を引き上げる議論が、現在、新聞紙上でもたくさん出ております。1人当たりの医療費や介護の負担を引き上げることは、物価高騰にあえぐ高齢者の生活を圧迫いたします。安田議員への答弁のとおり、病院については引き続き、国、県または市町村と連携で働きかけをよろしくをお願いをしたいと思います。併せて介護事業所に対する支援についても、国に要請、要望をお願いしたいと思います。町長いかがでしょうか。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

はい、下川議員のご質問にお答えさせていただきます。

医療報酬等ですね、公立病院が本当に厳しい状況であるということはしっかりと今般もですね、国会議員の先生のほうにも要望していきまし、これからも引き続きですね、地域の声を大きく出してですね、国、県にもですね、一緒に要望活動を行っていきたいと思っておりますので、ぜひ下川先生も力を貸していただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

議長（松浦隆起君）

下川君。

10 番（下川芳樹君）

力なんぼでも貸しますんで、介護のほうも一言、支援をするというお言葉をいただきたいんですがよろしくお願ひします。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

はい、抜かっておりました。

介護のほうにもですね、ぜひ要望活動も行いながら充実させていきたく思っております。よろしくお願ひします。

議長（松浦隆起君）

下川君。

10 番（下川芳樹君）

医療保険制度、また介護保険制度についてはですね、将来にわたり、人口がどんどんどんどん増えていく時代に作られたというふうなこともございまして、少子高齢型社会が進む現在においては、日本人の人口ピラミッドがキノコ型になっている。このように変形した社会の中では支える側の負担が増大し、現役世代の将来に不安と経済的な圧迫を与えていると心配しております。

制度を存続させるためには、医療機関や介護事業所の経営安定と国民負担のバランスが大きな課題ですが、既に高齢者への優遇措置であった年齢区分、これは69歳まで、70歳から74歳まで、75歳以上3割、2割、1割とかいうふうな区分がございました。また所得基準においても、ある程度、高齢者は優遇されておりました。このような基準が見直される、負担割合が引き上げられるというふうなことが、もう既に検討されております。しかし、国民が納得する保険制度への移行までには、まだまだ期間がかかるんじゃないかなと、このように考えております。

まずは制度を支える組織の存続、病院とか、介護事業所の存続を、国の財源

において補完されるようお願いをいたしまして、この質問は終わります。

それでは3番目の質問です。

新年度予算の編成方針についてお尋ねをいたします。

本年9月30日に告示された佐川町議会議員選挙、佐川町長選挙においては無投票という結果に終わりました。特に町議会議員選挙は昭和の合併以来、71年ぶりの無投票で、町内有権者からは民意が反映されないことへの残念に思うとの声も聞き及んでおります。私も一議員として、今回の結果を重く受け止め、さらなる研鑽に努めてまいりたいと考えております。

無投票で2期目を迎える片岡町長には、私たち議員と同様に、今回の選挙に臨んでの思いや、目指す町政運営の指針等が町民の皆さんに十分伝わらないまま当選となり、心残りがあつたのではないかと感じておりましたが、先の広報さかわ12月号での「さかわの未来へ、さらなる挑戦」と題した就任挨拶、定例会初日での所信表明において、片岡町長の佐川の未来に向けた思い、さらなる挑戦の詳細を伺うことができました。

そこで、本定例会において2期目への思いがしっかりと託された新年度予算編成方針の内容をお答えいただき、町政への新たな取り組みを確認させていただきたいと思っております。片岡町長、ご答弁をお願いします。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

はい、下川議員のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど下川議員からも質問がありましたが、本定例会の初日におきまして、私の2期目に向けての所信表明でも申し上げさせていただきましたが、重複、同じ内容になるところもあると思っておりますが、お許しをいただきたいと思います。

まず、予算編成の基本方針につきましては、令和8年度の予算編成に当たり最も重視をしているのは、限られた財源を最大限に活用し、町民の住民の皆様が必要とされております要望への対応や、サービスの充実を図ることでございます。特に少子高齢化社会への対応、福祉教育の充実、インフラ整備そして地域経済の活性化を最優先に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、住民の声を反映した予算編成という点につきましては、予算編成においてまず、町民の皆様の声の反映することを大切にしております。これまでも地区懇談会もして、そしてアンケート調査などを実施し、住民の皆様のニーズを把握し、それを予算に反映させるように努めております。

具体的には、子育て支援や、高齢者福祉、社会環境整備など、また、地元産業への支援策などにも注力していくこととしております。そして地域の、地域

経済の活性化につきましては、町の発展にはですね、地域経済の活性化が不可欠であると考えております。令和8年度の予算においては、地元企業や農業の支援、観光資源の開発、観光施設の充実、またIT活用による行政サービスの向上にも予算を配分し、地域の魅力を高め、外部からの投資を誘致する政策にも取り組んでいきたいと思っております。

そして4番目としましてですね、持続可能な町政の推進につきましてという点につきましては、将来にわたって持続可能な町政を築いていくためには、財政の健全化をまず進めながら、環境保全、そして地域の特性を生かした政策も重要となってきます。令和8年度におきましては、環境整備や防災減災対策など、町民の皆様の安全安心を守るための施策にも重点的に投資をしていきたいと考えております。

最後にですね、議会との協力、信頼の構築についてという点におきましては、予算編成にあたっては、議員の皆様との協議を密に行いまして、全ての議員の皆様と意見交換をしながら進めてまいりたいと考えておりますし、また議会のご意見を尊重し、皆様が納得いく形で令和8年度に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

最後に私の町政の思いにつきまして、少し述べさせていただきます。

町政は単なる行政運営だけにはとどまらず、町民の皆様の生活を支える重要な役割を果たすものでございます。私は全ての町民の皆様が安心して暮らせるまちをつくり、次世代に引き継ぎでいくことを心から願っておりますし、令和8年度に向けてもその思いを胸に、職員とともに進んでまいりたいと考えております。

何卒、下川議員におかれましてもご理解ご協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

下川君。

10番（下川芳樹君）

はい、ありがとうございます。何度も決意表明をしていただきました。

先ほど回答がございましたように、5つの目標が掲げられ、最後に町民が安心して暮らせるまちを次世代に引き継ぐというふうなお話でございました。

私から今回質問したハラスメントをなくして職場を守る、医療や介護、福祉を守る、そして将来に向けた健全財政の維持をぜひお願いしたいと思います。

政府が予定しております2025年度補正予算は、先ほども申しましたとおり、18兆3,034億円。24年度の13兆9,500億円余りから大きく膨らんでおります。高市首相は責任ある積極財政を掲げて、経済成長を優先していくとのことですが

が、税収の増加で賄いきれない約 11 兆 7 千億円の国債を追加発行するとの内容で、12 月中の臨時議会で成立を目指しておられるとのことでございます。

町予算の編成においても、国の動きをしっかりと注視しながら、先ほど申されたように限られた財源の活用、健全財政、このことに趣を置いてですね、町民のためにしっかりと頑張っていただきたいと思います。

これで私の今定例会の質問を全て終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

以上で 10 番、下川芳樹君の一般質問を終わります。

ここで 2 時 10 分まで休憩します。

休憩 午後 1 時 56 分

再開 午後 2 時 10 分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、4 番、齋藤光君の発言を許します。

齋藤君。

4 番（齋藤光君）

4 番議員、齋藤光です。

通告にしたがいまして一般質問をさせていただきます。

私は 10 月に行われた佐川町議会議員選挙におきまして、無投票という結果ではありましたが、2 期目の当選をさせていただきました。今後 4 年間、さらに勉強して、佐川町のお役に立てるように取り組んでまいります。

片岡町長、執行部の方々ともにこの議場におきまして真剣な議論をしてまいりたいと思いますので、何とぞよろしく願いいたします。

それでは質問に入らせていただきます。

まず 1 点目に、町長の政策方針についてお聞きしたいと思います。

所信表明におきましても政策方針をお話していただき、今までの質問でも片岡町長の政策を問う質問が多々ありましたが、改めての質問になってしましますが、これから 4 年間、片岡町長は具体的にどういった取り組みで目指すまちに近づけていくのか、町長の思うまちづくりへのビジョン、展望などを教えてください。よろしく願いします。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

齋藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今議会の私の初日の所信表明でも申し上げさせていただきましたし、何名かの議員の一般質問のほうでもお答えをさせていただきました。重複するところが出てくると思いますがよろしくをお願いします。

私は佐川町の将来にとってどのような政策が有効であるのかをしっかりと見極めさせていただいて、一つ一つ着実に課題を解決し、今をともに生きる皆さんの幸せと未来の子供たちのために、町民の皆様、議員の皆様とともに社会の変化に対応し、持続可能なまちづくりに全力で取り組んでいくこととしております。

私の町長としての1期4年間、そして在職中の職員としての32年間の経験を生かし、夢と希望のある佐川町の未来を作るため、自分自身の目で確かめ、また町民の皆様からご意見をお聞きしながら、スピード感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

そして、これからの佐川町を待ち受ける10年先、20年先を見据えまして、今行すべき政策やその優先順位をしっかりと見極め、佐川町の明るい未来のために全職員で力を合わせ、この時代に立ち向かっていく考えで取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

齋藤君。

4番（齋藤光君）

お答えありがとうございます。

今、町長から住民に寄り添う姿勢と、長期的な町政の運営についてのビジョン、展望をお聞きすることができました。

そこで今、町長がおっしゃっていただいたような理想のまちづくりを実現するために、一体、具体的にどんなことを行っていくのか。例えば文教のまち、子育てしやすいまち、農業林業のまちなど、あえて大きな柱を一つ建てるとしたら、片岡町長はまちづくりの大きな柱として、柱を何だと考えているのでしょうか。お答えください。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

はい、お答えをさせていただきます。

やはり佐川町としてですね、高知県全般的にそうなんです、人口減少が続いておりますので、やはりこれ以上人口減少が続きますと、自治体を維持

することがなかなか厳しい状況となってくることがありますので、やはり人口減少対策にはしっかりと、町としまして新たな政策も含めてですね、取り組んでいく必要があるんじゃないかと考えております。

まずはですね、子供の出生数を増やすでありますとか、子育て支援、もちろんですね、子供だけではなくてですね、高齢者、障害をお持ちの方もですね、元気で暮らしていけるまちづくりを作っていくのが私の宿命だと考えておりますので、齋藤議員もよろしく願いをいたします。

議長（松浦隆起君）

齋藤君。

4番（齋藤光君）

片岡町長、一つのことに絞るのはなかなか難しい中、答弁をいただきありがとうございました。

その中で人口減少、みんなが安心して暮らせるまちということで、佐川町にとって重要なテーマの認識を改めて共有できたのではないかなと思います。

私はこれまで町として人口減少に真正面に向き合うためには、移住定住政策こそが最も直接的な対策であると繰り返し申し上げてまいりました。

そこで、ここからは移住定住政策についてお尋ねいたします。

まず佐川町にとって、移住定住政策はどの程度必要だと考えているのか、どの程度重要だと認識しているのか、町長にもう一度確認させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

はい、お答えをさせていただきます。

全国的にも、また佐川町のような中山間地域におきましては、人口減少、少子高齢化の進行は、本当に地域の担い手不足、経済活動の縮小、集落機能の維持などにつながる喫緊の課題であると考えております。

令和6年度からは人口減少対策として新たな事業にも取り組んでおりますが、併せて現在実施している移住定住に関する事業も検証しつつ、より効果的な事業となるように引き続き取り組むとともに、移住フェアなどにも積極的に参加し、全国に向け佐川町の魅力を発信し、人口減少対策、担い手不足などの課題に取り組んでいくこととしております。

齋藤議員におかれましても移住者の一人でありますので、全国に向けて魅力を発信していただくようお願い申し上げます。また来年度のですね、移住フェアにもぜひ私と一緒に参加して、佐川のほうへ移住者を増やしていきたいと思

ってますのでよろしく申し上げます。

議長（松浦隆起君）

齋藤君。

4 番（齋藤光君）

町長、ありがとうございます。

すてきなオファーをいただいて、そういう機会があればぜひ私も力になれたらいいなと思いますので、もしそういう機会があれば積極的にお手伝いさせていただきますので、よろしく申し上げます。

今、町長から佐川町としても移住定住政策は必要だと考えていることを確認させていただきましたし、今行ってる事業も引き続き検証してやって推進していくことも確認できました。

移住定住政策の中身について質問させていただきたいと思いますが、今後の移住定住政策について、具体的な数値目標があるかどうかお聞かせください。よろしく申し上げます。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

はい、お答えさせていただきます。

令和8年度からの第3期佐川町まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、将来人口の展望をしております。この中で社人研が推計する人口減少を抑えていくために、空き家バンクの物件の確保や、移住相談体制の充実、情報発信の強化を図り、年間の追加転入者数の目標を19人として捉えておりますが、またですね、捉えておるには捉えておりますが、それ以上を目指して取り組んでいきたいと考えております。以上です。

議長（松浦隆起君）

齋藤君。

4 番（齋藤光君）

ただいま町長から数値目標についてご答弁をいただきました。

年間19人の移住を目標とする方向性を確認できましたし、町長のほうからそれ以上の移住を目指していくという姿勢も確認できました。

しかしながら、その数値目標を実現するためには、町長もおっしゃっていましたが、受け皿となる住まいの確保、特に空き家の活用が避けては通れない重要な課題だと考えております。私も常々言い続けている内容なので、またかと思うかもしれませんが、住む家がなければ、他の取り組みがうまくいっても、ボトルネックとなってしまって移住につながらない、そういったケースが他の

自治体でも多々発生しております。

そこで次の質問に移ります。

私は空き家活用が大きな課題だと考えておりますが、今後、空き家をどのように活用し、移住定住政策と結びつけていく考えなのか、具体的に進めていく方針などがあればお聞かせください。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

はい、お答えをさせていただきます。

空き家の活用に関しまして申しますと、広報での空き家バンクの制度の周知、そして集落活動センターにおきましては、空き家の所有者などへの説明会を行ったりもしております。移住定住の際の一つのハードル、先ほども齋藤議員から質問がありましたが、住まいの確保が重要であると考えております。

今後も引き続き、空き家バンクの活用を広報、情報発信などを強化し、現地調査も含めて取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上です。

議長（松浦隆起君）

齋藤君。

4番（齋藤光君）

今、町長から空き家の活用に関して将来的な方針や、現在行っている内容などを説明していただきました。

佐川町に住み続けたい、住みたいという意思に応えるような体制づくりや体制強化をしていっていただければと思いますが、ここで少し内閣府の移住定住政策の優良事例として、愛媛県東温市を紹介させていただきます。

東温市は市内から少し離れた郊外のベッドタウンとして、人口3万人と佐川町よりも規模は少し大きいですが、移住のワンストップ化で評価を受けました。ワンストップ化とは、一つの窓口で移住のことが全て相談できる体制を作ったということです。

これだけでは移住増の説明がつかないとは思いますが、毎年年間100人前後の移住者が移住しているようでした。しかし中を見てみると、ほとんど現在の佐川町で行っている内容ではないかなと思います。

では、なぜ移住者が多いのか。様々な要因があるとは思いますが、要素を抽出してみると、やはり見せ方が上手いと感じました。

具体的に私が感じた見やすい点、3つ感じたところがあるのですが、まず1つ目が、自分がどこに相談したらいいかよくわかるようになっている。2つ目は相談する手段がたくさんある。3つ目としては、様々な移住ニーズに応えら

れるようになっている、などわかりやすくデザインされた仕組みにあると思っております。

佐川町もしっかりやっけることは承知しておりますが、わかりやすい見せ方などは少し工夫の余地があると思っておりますので、こういった事例を引き続き調査、研究をしていただいて体制強化につなげていっていただきたいと思っておりますが、片岡町長、どうでしょうか。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

お答えさせていただきます。

以前からですね、坂本議員のほうからも佐川町はいろんないいことをやるのにPR不足であるという指摘を受けておりますので、やはりその点、移住等につきましては今、まちづくり推進課のほうで窓口として対応させていただいておりますが、いろいろな課と連携も必要となってきた状況でございます。

やはり先ほども東温市のような見せ方といいますかね、やっぱりPRの方法も大変重要だと考えておりますので、今後もですね、そのPRをしながらですね、佐川町もいいところだよというところも頑張ってみせていきたいと思っておりますので、ぜひアドバイスのほうもまたよろしく願いいたします。

議長（松浦隆起君）

齋藤君。

4番（齋藤光君）

ただいま町長からも前向きでやっていくと、PRに向けて力を入れていくという答弁をいただきましたので、移住政策に対しての質問をこれで終わらせていただきます。

続いて、林業の振興についての質問に移ります。

私が佐川町に移住したきっかけは、佐川町の推進していた自伐型林業です。佐川町が先進的な取り組みをしていたので、私は佐川町を見つけることができ、ありがたいことに地域おこし協力隊に採用していただくことができました。そして今、ここに立たせていただいております。ですので、私は佐川町の林業に思い入れがあります。

全国的にも先進的な佐川町の山林の集約化などの取り組みをしておりますので、今後、より一層の林業振興を進めていかなければならない。そういった状況に置かれていると思っておりますが、町長と想いを共有したいために一度質問させていただきます。

今後、自伐型林業をさらに推進していくお気持ちはあるのでしょうか。そこ

をお聞かせください。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

はい、お答えさせていただきます。

まず林業振興というところで、佐川町が取り組みを始めて10年以上が経過をしたところでございます。町内の各地の山林において、木の伐採をしているのが自伐型林業の地域おこし協力隊卒業生として、多くの町民にも浸透してきたところでございます。以前と比べると、着実に森林整備と担い手育成が図られていると考えております。

齋藤議員もご存じのとおり、佐川町には手をかければ本当によくなる山林が数多くありますので、森林の情報を収集して、山林所有者から意向調査を実施した上で、山林を集約し、山林所有者に代わる新たな担い手として取り組みを進めていくことがこれから重要になってきます。

この地権者から預かった大切な山林を大切に整備し、多面的機能の回復とともに財産として価値を高め、また林業の担い手が継続して佐川町の山を守る仕事に従事し、定住していけるようにと、現在見直しの時期が来ている第6次佐川町総合計画の取り組みの内容におきましても、持続可能な森林整備による所得向上の仕組みづくり。そして放置されている森林資源の一元化と適切な森林整備の継続を具体的な施策として位置づけをしておりますので、引き続き、林業振興については実施していきたいと考え、自伐型林業等につきましても実施していきたいと考えております。以上です。

議長（松浦隆起君）

齋藤君。

4番（齋藤光君）

ありがとうございます。

ただいま町長から総合計画の中にも具体的に位置づけて、引き続き推進していくというお答えをいただきました。ありがとうございます。

しかし、推進するためには、町長もおっしゃっていましたが担い手の確保が必要になってきます。

そこで次の質問ですが、具体的に推進していくためには人員も必要ですので、地域おこし協力隊制度を利用することになるかと思いますが、地域おこし協力隊の募集は継続していくのでしょうか。それをまずお答えください。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

はい、お答えさせていただきます。

林業の地域おこし協力隊につきましては、数年前までは10名以上の協力隊が自伐型林業に従事している時期もありましたが、現在のところ2名体制、1年目の隊員と2年目の隊員、女性ですが1名ずつ頑張らせていただいております。ともに切磋琢磨し、林業の知識と技術の習得に向け励んでいるところでございます。

佐川町におきましては、募集はしているものの、一時期より林業の協力隊応募者が減少傾向になっているのも事実であります。私が東京出張の際に、全国大会などで他県の町村長ともお話する中で、最近では以前に比べ協力隊が集まりにくくなっているというお話も、皆様から聞いているところでございます。

このような状況に伴い、毎年関東や関西圏で開催されております移住相談会において、佐川町の魅力を参加者に伝えるとともにですね、地域おこし協力隊の情報や活動についての説明を行っておりますので、新たな林業の担い手が当町の山を守る仕事に従事し、定住していけるようにと、可能な限り手助けをしていきたいと考えております。

また今後もですね、しっかりと佐川町の取り組みをPRしていきたい、そして引き続き協力隊の募集もしていきたいと考えております。以上です。

議長（松浦隆起君）

齋藤君。

4番（齋藤光君）

ありがとうございます。

今、町長がおっしゃっていただいたように、私が着任した当時は、林業の協力隊だけで10数名おりました、現在は女性の協力隊員、林業は女性の協力隊員2名となっております。

今、町長おっしゃっていただいたように、減少傾向というか集まりにくくなっているというのをお聞きいたしました。しかしながら以前少しお話をさせていただきましたが、全国の地域おこし協力隊の着任数は右肩上がりが増え続けておりました、年間8千人弱の協力隊が全国で着任しております。高知県には令和6年度、去年度ですね。289人の現役隊員がいたようです。

こういった話をすると、よく言われる都市部に近い地域でも協力隊制度を導入して実施する自治体も多くなっており、移住のハードルが低い都市部近郊の着任数が増えているということを理由に、募集がなかなか難しいという話もよく聞くのですが、しかし、現在一番地域おこし協力隊が着任しているところは北海道です。協力隊の数は高知県全体で300人弱なのですが、北海道は全体で

1,307人おります。北海道は広いので利便性のいいところも、もちろんあるとは思いますが、わかりやすい都市部近郊ではないと僕は感じております。

この状況を把握した上で、佐川町もさらに頑張っって募集に力を入れていくべきではないでしょうか。佐川町のPRをもっと強めて、協力隊の募集をしていくべきではないかと思いますが、町長、何度も度重なる答弁になってしまいますがよろしくお願ひします。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

はい、お答えさせていただきます。

やはりPR、北海道がすごい、1千人を超すという地域おこし協力隊ということで、規模もちょっと違うところはあるんですが、やはり佐川町ももっともっとPRをしてですね、移住相談、移住フェアなどにおいてですね、そういった方に来ていただけるような魅力あることも実施していかなければならないと思いますし、またやはり、本当に魅力あるまちだということはPRをしていくことが必要だと考えておりますので、ぜひ参加して、一緒に募集に行きたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

議長（松浦隆起君）

齋藤君。

4番（齋藤光君）

ありがとうございます。

町長から前向きな答弁と受け取らせていただきまして、私の力も微力ながら使っただけのように僕も頑張りますので、よろしくお願ひします。こちらこそよろしくお願ひします。

佐川町にとって林業はこれからも大切な産業でありまして、地域の未来を支える大きな可能性を持っていると私も考えております。町長のご答弁を踏まえ、今後も佐川町の森林資源、山林資源が地域の力となり続けるように期待を申し上げまして、林業に関する質問を終わらせていただきます。

次に、防犯カメラについての質問に移ります。

現在、犯罪の多様化や高齢化社会における防犯意識の高まりとともに、防犯カメラに対するニーズも同じように高まっていると考えております。

そこで質問させていただきますが、現在、佐川町は何台の監視カメラを設置しており、どのような設置基準なのか教えてください。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

ご質問にお答えさせていただきます。

現在ですけれども、公設の高吾北地域安全協会とかですね、佐川町教育委員会、また佐川町が設置したものにつきましては現在 15 基となっております。

整備の基準につきましてはですけれども、学校周辺とかですね、市町村境周辺、そして旧村単位での中心部として、それに基づく具体的な整備計画における設置箇所は町内 16 か所に設置をするとなっております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

齋藤君。

4 番（齋藤光君）

お答えありがとうございます。

現在 15 基の防犯カメラが設置されていることと、整備の基準についてお話していただきました。

設置については自治会長会の要望に基づき選定したということですが、どの程度の要望があり、そのうち何件を採用したのでしょうか。お答えをお願いします。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

はい、お答えさせていただきます。

平成 30 年 7 月 18 日付けで佐川町自治会長会より要望書をいただいておりますが、具体的な件数といった要望ではなく、不法投棄防止や悪質な訪問販売防止、子供の見守り効果といった犯罪抑止を理由に、防犯カメラ整備要望をいただいております。

これを受け、町において整備に向け検討を行い、整備場所についての基準及び具体的な整備計画を作成し、自治会長会へこの内容を説明し協議をさせていただいた後、現在まで整備を進めてきておるところです。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

齋藤君。

4 番（齋藤光君）

設置までの経緯を説明していただきました。

それと犯罪を抑止の理由に防犯カメラの設置要望をいただいたということですが、実際に防犯カメラが犯罪抑止や証拠集めの助けになったり、高齢者徘徊時の発見など、社会的、福祉的にも寄与していると考えておりますが、実際に地域社会にどの程度寄与しているか。具体的な事例や数値などがあれば教えて

いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

はい、お答えさせていただきます。

具体的な事例については明らかにされておられません。で、うちのほうは佐川警察署において犯罪捜査等に活用された実績は、という問い合わせに対してですね、警察のほうから平成30年度に1件、令和4年度は零件、令和5年度は7件、令和6年度が9件となっております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

齋藤君。

4番（齋藤光君）

はい、お答えありがとうございます。

去年度、令和6年度で9件の利用申請、警察署の利用申請があったことを確認できました。

現在佐川町での防犯カメラの現状を知ることができたので、今後の方針をお聞きしたいと思います。今後の防犯カメラの維持管理の方針や新規設置などはどう考えているか、お聞かせください。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

はい、お答えさせていただきます。

先ほど具体的な整備計画について、町内16か所と説明させていただきましたが、そのうち現在15か所の整備が完了しております。残りの1か所は川内ヶ谷のルミエール付近となっておりますが、国道33号道路改良工事実施中のため、工事完了後に整備可能な状況となれば速やかに整備をする予定としております。

今後について、他に新規に設置するということについては、現在のところ予定はございません。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

齋藤君。

4番（齋藤光君）

お答えありがとうございます。

新規の設置は検討していないとのことですが、地域を見守る人材が減少していく中、犯罪の複雑化も進んでおり、町の安全インフラとして計画的に継続し

て整備を進めていくことは必要ではないでしょうか、考えてみてはどうでしょうか。そして高知県警の出している防犯カメラ1台当たり45万円の補助金を出していますが、佐川町として利用できるのでしょうか。

また、現在防犯カメラを設置するとなると、どの程度の金額が必要なのか、設置と補助に対してお聞かせください。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

はい、お答えさせていただきます。

補助についてですけれども、高知県街頭防犯カメラ等設置支援事業費補助金というのがございます。議員のおっしゃられたようにですね、上限が45万円、1台当たり22.5万円の補助があります。ただし子供の見守りを目的として設置する場合となっております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

齋藤君。

4番（齋藤光君）

はい、お答えありがとうございます。

設置の金額について教えてください。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

お答えさせていただきます。

1台当たりですね、約120万円となっております。これは過去の実績ですので、物価高騰等もあり、もう少し金額は上がるのではないかと考えております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

齋藤君。

4番（齋藤光君）

お答えありがとうございます。

現在の設置箇所で、財源的な負担もあり、新設の考えがないことを確認させていただきました。

ただ、地域の防犯意識や福祉的ニーズは今後も変化していくと思いますので、必要に応じて、また新たな課題が出てきた際には改めて整備も選択肢の一つとして検討していただきたいと思います。これにて防犯カメラについての質問を終わります。

続いて、司牡丹酒造焼酎蔵整備事業についての質問に移ります。

この計画は既に進んでいるところですが、まずは、なぜ佐川町としてこの焼酎蔵整備事業をスタートすることになったのか、経緯と意義についてお聞かせください。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

齋藤議員のご質問にお答えします。

佐川町上町地区には、国指定重要文化財である竹村家住宅をはじめ、歴史ある建造物とともに司牡丹酒造株式会社の酒蔵群が立ち並び、酒造りを中心とした商家の町並みが形成されています。これらの歴史的建造物は佐川町の魅力である景観を守り、佐川町の歴史や文化を伝える役割を有していることを考えると、その保全、整備が重要です。特に焼酎蔵は年々老朽化が進み、外壁や建物内部にも傷みが見られ、安全面の観点からも修復等の整備が必要な状態となっております。

平成31年3月に第2期の佐川町歴史的風致維持向上計画を司牡丹酒造株式会社焼酎蔵買取・整備事業を含め策定し、焼酎蔵の買い取り等を進めてまいりました。

また上町地区は観光施設が集まる中心部エリアではありますが、観光客が楽しめる飲食店等が少ないなど誘客力という点で弱く、また町内の観光客向け宿泊施設が少ないこともあり、滞在時間の短さも課題で、現在ある魅力的な資源を周遊の中で生かし切れていない現状があります。観光地としての魅力を高めたり、交流人口増加による消費拡大を図り、地域経済への波及効果を高めるためにも、観光のパターンをこれまでの通過型観光に加え、滞在型観光も必要と考えられます。

そこで、歴史的建造物である司牡丹酒造株式会社の焼酎蔵を買い取り、耐震補強工事や老朽化している白壁の修理、内外装の整備を実施した上で、佐川町に残る伝統的な酒造り文化を伝える展示機能や宿泊機能、飲食機能の3つの機能を持たせた施設の整備を行うことで、安全性を確保しつつ、佐川町の魅力、佐川町の歴史や文化が伝わる施設となり、経済的な波及効果も生み出す施設となるよう整備を行っております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

齋藤君。

4番（齋藤光君）

お答えありがとうございます。

経緯と意義についてお答えをいただきました。

続いて、現時点のこの計画の進捗状況をお答えいただきたいと思います、よろしく申し上げます。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

お答えいたします。

司牡丹酒造株式会社焼酎蔵買取・整備事業については、令和6年度に歴史的建造物である司牡丹酒造株式会社焼酎蔵の耐震補強工事、老朽化している白壁の修理、内外装を整備し、佐川町に残る伝統的な酒造り文化を伝える展示機能、宿泊機能、飲食機能の3つの機能を持った施設の整備を行うといった内容の、耐震補強基本計画及び活用計画を策定いたしました。

令和7年度はこの計画に基づき、司牡丹酒造株式会社焼酎蔵買取・整備事業基本設計業務を、有限会社艸建築工房・上川設計企業体と契約し、7月22日に基本設計に実際に運営を行う指定管理者の意見やアドバイスを反映できるよう、指定管理候補者選定の公募型プロポーザルを実施しました。

審査の結果、福岡県福岡市所在の株式会社リタを指定管理候補者として選定いたしました。現在は基本設計を作成中です。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

齋藤君。

4番（齋藤光君）

ありがとうございます。

現在の進捗状況について確認させていただきました。

株式会社リタさんを指定管理候補者として選定したということですが、完成後の運営主体はどこが行う予定なのか聞かせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

お答えいたします。

施設全体を指定管理で運営を行う予定にしております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

齋藤君。

4番（齋藤光君）

今後できる焼酎蔵の施設全体を指定管理として、運営を行うということで間

違いありませんかね。はい。

そして、株式会社リタさんを選定したということですが、この株式会社リタというのはどのような会社なのか、具体的にどのような強みやノウハウを持った会社なのか教えていただけますでしょうか。よろしくお願いします。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

お答えいたします。

指定管理候補者である株式会社リタは、土地の暮らしや歴史を象徴する古民家を再生した宿泊施設を運営することを軸に、失われつつある豊かな営みを次世代につなぎ、多様な地域社会を未来につなげることを目指して経営されている会社です。

具体的な事業としましては、歴史的建造物や酒蔵を利用した宿泊施設の運営や、自治体と連携したエリア計画の策定、地域活性化イベントなどの事業実績があり、また地域資源の活用という観点で地域パートナーと共同して地域の面的活用を推進し、地域内での循環、域内連携の仕組みづくりやまちづくりの取り組み等も行っておられます。

今回の焼酎蔵の活用や運営に関しましても親和性が高い事業者であり、また地域と連携してまちづくりや活性化につながるような取り組みの期待ができます。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

齋藤君。

4番（齋藤光君）

お答えありがとうございます。

株式会社リタは地域との連携や歴史的建造物を生かした運営などで強みを持っていることを確認できました。

今後、行政もますます積極的に民間に力を借りていく姿勢が必要になってくるかと思しますので、お互いのいいところを生かしながら整備事業を進めていただきたいと思います。というお願いをいたしまして、この項の質問を終わります。

続いて、教育課題について質問をさせていただきます。

本町における不登校児童の生徒の数は、スクールソーシャルワーカーや教育研究所の取り組みにより、一定の改善傾向が見られると伺っております。しかしながら全国的な傾向として、要因は複雑に多様化しているとも言われております。

そこでお尋ねいたします。

まず直近の不登校児童生徒数の現状と、ここ数年の推移を町としてどのように把握されているのかお聞かせください。また、その背景となる不登校の主な要因の分析、佐川町で特に見られる傾向などがあれば、教育委員会としての認識を伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい。不登校の現状と要因の分析についてのご質問がありましたのでお答えをさせていただきます。

まず全国的に不登校の発生率は特に中学校で年々増加傾向にあり、佐川町立の中学校における不登校の発生率につきましても、全国平均を超えて増加をしておりました。

その原因は、周囲との関わりが苦手など発達上の偏りが見られたり、家庭における生活リズムの偏りなどから学校生活になじみにくい児童生徒が多くなったこと、それから不登校の兆候が小学校入学時からある中で、それぞれの発達段階における支援・指導が子供たちの状況に即していなかったことにあるのではないかと考えております。

これまでの推移と現状につきましては、町長が行政報告の中でも申し上げましたが、平成30年までは年々増加しておりまして、全国平均との開きが大きく、県平均を超えておりました。平成30年に教育研究所を設置し研究と対策を始め、令和元年度、2年度と低下し、令和2年度に全国平均の4.1%、県平均の5.6%を下回り、3.1%まで低下をしておりました。

その後、新型コロナウイルス感染症拡大に伴って再度増加し全国平均並みになっておりましたが、令和5年度は4.9%となり、令和6年度には全国平均が6.79%、県平均が6.24%に対して佐川町は2.5%と下回っております。

今年度につきましては10月末で推計いたしましたところ、同レベルか下回るのではないかなという見通しが出ております。ありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

齋藤君。

4番（齋藤光君）

お答えありがとうございます。

ただいま不登校の現状について、県平均、国の平均より大きく下回っている数値を説明していただきました。今年につきましても、例年並みか、もしかしたら下回るかもしれないレベルだということをお聞きいたしました。

次に、これまでの不登校に対する取り組みと成果について、成果については今、お答えいただいた内容と重複する内容があると思いますが、具体的に効果が上がっている取り組みなどがあれば教えていただきたいのと、町として評価されている点があればまた教えていただきたいと思います。よろしく願います。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい、お答えいたします。

先ほど申し上げましたような推移とですね、現状を見ますと、明らかに減少傾向にありまして、一定の成果があったものと考えております。

この成果につきましては不登校児童生徒の居場所としての、児童生徒支援センターすまいる一むの機能充実と。これは先日のですね、桜座でいたしました人権フェスタで、ちょうど中三の子供がこれを発表しましたけども、まさにそういう景色があったのかなと。居場所になっていて、そこで自分の気持ちを整理できたということを彼は発表しておりました。

それと専門性のある教育相談員とスクールカウンセラーによる教育相談の充実、LITALICO社による養育支援や教職員研修の導入、特別支援教育支援員の配置と支援の充実と、中学生の基礎学力支援のための公設塾の設置、給食費の無償化をはじめとする子育て支援など、数々の支援策に加え、専門家の支援による教職員の児童生徒理解の促進や、学級経営、授業の改善など、総合的な対策の効果が現れてきているのではないかと思います。

やはりこれ多面的な側面を持っていますので、このように総合的な対策が効果があるということが実証されたものと思います。以上です。

議長（松浦隆起君）

齋藤君。

4番（齋藤光君）

ただいま、これまでの取り組みに関して成果についてもご説明いただきました。

不登校への対応が一定の成果を上げていること、また様々な各々現場での丁寧な支援についての状況も把握させていただきました。

しかしながら、不登校問題は継続的、総合的な支援が先ほどおっしゃられていたように求められる課題でもあります。成果が出ている部分がある一方で、さらに支援を充実させていく必要がある場所、また課題などもあると思いますが、今後、どのような支援強化や具体的な今後の方向性、取り組みの内容など

があれば教えてください。よろしくお願いします。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい、お答えいたします。

これまで7年間にわたる取り組みに成果が見られておりますので、今後、高知県教育委員会の教育版地域アクションプランによる財政支援もいただきながら、予算を確保し、これまでの対策を継続、充実させて減少傾向の維持定着を目指します。

この充実の部分ですけれども、子供の状態がですね、いつまでも同じということはないわけですので、社会はかなりのスピードで変化をしております。それに対応するためにはですね、常に先進的な取り組みが必要となります。ですからオールジャパンでですね、フロントランナーをしている研究者の知見をその都度入れながらですね、現状に的確に対応していくという必要があると思います。

これによって子供たちに居場所があり、支え合い、認め合いながら育っていく場所として理想的な小中学校の姿を目指していきたいと考えております。以上です。

議長（松浦隆起君）

齋藤君。

4番（齋藤光君）

お答えありがとうございます。

先進的な取り組み、子供の状態が常に流動的なので先進的に、流動的に取り組みを進めていくということをお話していただきました。

また予算面でも獲得をしていくということをお聞きさせていただきましたので、今後も町全体として連携を深め、子供たちが安心して学校生活を送れるよう支援のさらなる充実を期待しております。

以上で、不登校に関する質問を終えさせていただきます。

2つ目、教職員の現状についてお聞きしていきます。

午前中、安田議員の質問にもかぶる内容ではございますが、近年、本町の学校教育の現場ではベテランの教職員さんが退職を迎える一方で、若い先生が増加しているということをお聞きいたしました。

このように年齢構成が大きく変化している中で、学校現場では経験値が求められる場面も多く、中堅層の不足が課題として挙げられていると、先ほどもお聞きしながら思っております。

もう一度になってしまいますが本町の教職員について、現在の年齢構成が実際どのようなになっているのかお聞かせください。よろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい。

このご質問につきましてはですね、安田議員のお答えと重複するところがありますがご容赦をいただきます。というのは本町のこれから10年間の見通しの中で、学校教育ですね、学校教育についての10年間の見通しの中で、大きなリスク要因になるということが想定されますので、再度のご説明になります。年齢構成についてのご質問でしたのでお答えをいたします。

町立小中学校における教員の年齢構成は90名中20歳代が18名、30歳代が21名、40歳代が9名、50歳代が21名、60歳代が20名、70歳代が1名となっており、若年とベテランが多く、若年教員を指導、支援しながら学校運営の中核となる40歳代の層が薄くなっております。以上です。

議長（松浦隆起君）

齋藤君。

4番（齋藤光君）

繰り返しのご答弁ありがとうございました。

次に、教職員の、若手の教職員が増えていることということなので、人材育成策についてお尋ねしていきます。

先ほどおっしゃっていただいたように、10年間の見通しの中で年齢構成の変化は避けられないと私も思っております、しかしながら若い教職員が増えていくこと自体は、本町の教育にとっても前向きな部分もあると思っております。

教育委員会として若手教職員の中長期的に育成していくための具体的な方針や取り組みはあるのでしょうか、お聞かせください。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい、育成策をご説明する前にですね、少しこの状況についての追加のご説明をさせていただきます。

先ほど申し上げました、いびつな年齢構成は学校教育の質に影響するのではないかという心配がございます。この中で若年教員の資質、指導力につきましては、高知県でも教員のなり手が激減し、教員採用試験の採用倍率が低下する

中で、その資質、指導力の低下が危惧されております。

一つの例ですけれども、これは12月4日の高知新聞の記事です。県教委が募集をした小学校の定員と。260名が合格したうちの160人が辞退したと。これで辞退率が61.5%、去年は7割が辞退をしていると。今年追加です、40人を募集する二次募集に対して56人が応募しており、何とか確保できるんじゃないですかと、こう書いていると。

これはですね、既に採用倍率が2倍を切っているわけです。これは私の経験から言ってもですね、教員採用試験の競争倍率が10倍を下ると、かなり顕著にですね、資質にも影響が出てくるんじゃないかという印象がございます。で、2倍を切っているということです。

実際のところですね、佐川小学校、斗賀野小学校、佐川中学校では毎年新規採用教員が1、2名配置をされていると。大学を卒業して間もない若者が教員として立っていくと。これはかなり厳しいものがあります。

3月31日まで大学でサービスを受けていた人たちが、4月1日からはサービスを提供して、一例、一つの例ですけれども、小さな店の店長さんぐらいにですね、いろんなことをなさるということです。

先ほど申し上げましたように資質、指導力の育成を担う中堅教員の層が薄いので、これがまたなかなか大変と。そういった中堅教員や管理職の負担も増えると。という中で、若年教員の増加と質の問題が学校経営に影響していくと。

さらに50歳代、60歳代の大量退職は今後10年間にわたって続いていって、この危機的な状況は続く。これは佐川町の教育にもその影響が大きく現れるでしょうと思っています。

こういう前提においてですね、これをどういうふうに人材を育てていくのかということになります。教員が採用されて赴任されたその日から先生と呼ばれますけれども、一通りのスキルと必要な教育感を身につけるためには経験と研修が必要です。

県教育委員会はこれに対して、安田議員からのご質問にもお答えしてましたように、10年次までの若年教員を対象の研修を実施して育成に努めておりますけれども、日々、勤務校で子供たちや保護者と関わる中で積み重ねる経験や研修が重要となります。

このために、こういった若い人たちを支え導きながら、佐川町の学校教育の質を確保するために、授業改善に合わせて町教育研究所でスクールカウンセラーによる支援を強化し、具体的にはですね、新採の方には半年ぐらい、月1回ぐらいはカウンセラーさんとお話をさせていただこうかなみたいなことも考えて

おります。授業や学級経営の充実のための研修を充実させるなどの取り組みを一層進めてまいります。

同時にですね、将来、これから10年先を見通して、中堅さらに管理職として活躍する人材を育て、中長期的に佐川町の学校教育の質を維持向上させるために、教員それぞれの能力を見極めて、教育研究所の研究者や事務局の研修指導員などに配置し、研鑽に努めさせるなどの取り組みを進めて、町内でキャリア形成をしていくという体制を整えていきたいと考えております。以上です。

議長（松浦隆起君）

齋藤君。

4番（齋藤光君）

お答えありがとうございます。

今、教育長からは現在の教育採用の現状、教員の競争倍率から入り、少し悲観的な将来の未来。恐らくそれは教育長の肌で感じる未来なんだと思いますが、今おっしゃっていただいた内容によりますと、若い経験の少ない教員たちを研修して、学校教育の質を下げないために取り組んでいくという内容だったと思います。

私はかねてより教職員の労働環境への質問をしてきました。私は教職員の労働環境こそ、子供の教育環境に直結すると考えているから質問をしてきた次第でございます。

以前、教職員の昼休みについて質問をしたことがあります。給食時間中に昼休みを設定しており、労基法違反の現状が確認できました。これは佐川町が特別なことではなく、全国的に見て、教職員が満足に昼休みを取れているところは少ない、もしくはない可能性も僕は十分にあると感じております。

長時間過密労働と言われる先生方が朝起きたとき、連日の疲れもあり、仕事も残り、どんよりした気分で、自分の家庭のこともあるでしょうし、学校に行きたくないなど、先生方が学校に行きたくないという学校に、子供たちが行きたがるのか少し疑問があります。先生も生徒も行きたがらない、誰も行きたがらない学校を作らないためにも、環境の整備をしていただきたいと思います。私と考えております。

教育長は先生と接する機会が格段に多いと思いますが、教育長から見て、現状の教職員の状態は、健全で健康といえるのでしょうか。ここを聞かせてください。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい、ご質問にお答えいたします。

私はですね、新規に佐川町に転入なさった教員とは5月に、全て90名、さらに職員まで入れると100名を超すんですけども、の教員とは10月に1人ずつ面談をして。そういう面談の中でもお話をしていくわけですけども、お仕事に生きがいを感じてですね、子供との毎日に喜びを感じておられる方がほとんどなんですけれども、なかなか厳しい状態もあってですね、面談に苦勞することもございます。

やはりそこで課題になっているのは、實際上、時間外も多く労働が重たいということもございますし、またその質の問題で、先ほど下川議員からご質問にありましたように保護者との対応に苦慮しているというようなこともございます。だから質とも量ともなかなか大変ということが今、出ております。

これにつきましてですね、給特法、これ略しているんですけども、教職員の時間外は時間外手当じゃなくて教職調整額でとなるんですね。そういうのを規定してある法律ですけども、それが改正になるというのが報道されておまして、それに伴って業務改善計画を市町村では作りなさいと。こういうことになっておりますので、これはやはりもう具体的にですね、踏み込んで、時間外を減らすという努力をしていかななくてはいけないと考えております。以上です。

議長（松浦隆起君）

齋藤君。

4番（齋藤光君）

お答えありがとうございます。

実際、業務改善というかお達しが来ているということで、しかしながら教育委員会もやれることはやっている状況だと思いますが、その業務改善をしると言われてできるものなんでしょうか。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい。

現状でもですね、保護者や地域との対応についてはマニュアル作りとかいうことをしておりますし、毎月例の校長会でですね、スリム化、最適化とって、どうやってその行事とかいろんなもの、取り組みを現状に合わせてスリム化していくのかと、という検討をしています。

さらにですね、それでも過去これで3年ぐらいやってますけども、なかなか減らない状況ですので、ある程度線引きをしてですね、これはこらえてくださ

いということをしていかなくちやいけなくなるかなと。

そこへ中学校で特に時間外の原因の多くが部活動になりますので、これは部活動への地域展開とかですね、様々な議論を見ながら姿を変えていかざるをえない部分が出てくるかなと、ということも考えています。

次の12月校長会でですね、時間外の原因はどこにあるのですかという議論を試みようと思います。そのあたりから、先ほど申し上げました業務改善計画を4月までに作りなさいということですので、それへ向けての議論をしようと考えております。以上です。

議長（松浦隆起君）

齋藤君。

4番（齋藤光君）

教育長、ありがとうございます。丁寧なご答弁いただきまして、本当にありがとうございます。

教育の課題は、今おっしゃっていただいたように、佐川町の未来を作る上で極めて重要なテーマであると改めて感じさせていただきました。今後も学校、地域、家庭が連携しながら、子供たち一人一人が安心して学び、成長していける環境づくりがより一層進むことを期待いたします。

私もできることはやろうと思いますので、お手伝いできることがあれば、やらせていただきたいと思います。

以上で、本日通告いたしました全ての質問を終わります。ありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

以上で4番、齋藤光君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

次の会議を9日の午前9時とします。

本日はこれで延会します。

延会 午後3時14分

